

## 「放課後児童指導員に求められる資質・技能と資格についての調査研究」について(概要版)

この調査研究は、厚生労働科学研究「仕事と子育ての両立を支援するサービスの連続性と整合性並びに質の評価に関する基礎的研究(主任研究者 藤林慶子<東洋大学>)Ⅱ-5. 放課後児童クラブの質の向上に関する研究(分担研究者松村祥子<放送大学>野中賢治<児童健全育成推進財団>)」の中の、第3年度「放課後児童指導員に求められる資質・技能と資格について」(野中分担部分)として取り組まれたものです。

## I 調査研究の目的と方法

## 1 調査研究の目的

本調査研究の目的は、放課後児童クラブの内容を充実させ質の向上を図るために必要な課題を、子ども、保護者、放課後児童指導員のかかわりの中で明らかにすることにあった。その為には、放課後児童クラブに通う子どもにはどのような支援が望まれるのかを明らかにし、共通理解をはかる必要があると考えられることから、第1年度、第2年度では、「放課後児童クラブに通う子どもにとって望まれる支援」の内容を明らかにすることを目的とした。

本調査研究を進める過程で、児童福祉法の放課後児童クラブに関する条文が一部改正され(平成24年8月)、対象児童が、「小学校に就学している児童」とされた。また、このことを考慮して平成24年度に「放課後児童クラブの運営内容に関する調査研究(座長: 柏女壘峰、主任研究者: 野中賢治、財団法人こども未来財団)」が行われ、あらたに「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」が作成されることとなった。

このことから、第3年度は、本調査研究の第1年度及び第2年度の研究によって得られた「放課後児童クラブに通う子どもにとって望まれる支援」の内容を、この「放課後児童クラブの運営内容に関する調査研究(同)」に反映させるとともに、その成果物である「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」を活用して、放課後児童クラブの質の向上に資する放課後児童指導員の資質・技能と資格のあり方を調査・研究することとした。

## 2 調査研究の方法

第1年度及び第2年度は、放課後児童クラブに関するこれまでの調査研究や各地の実践報告、国や自治体が作成した「放課後児童クラブガイドライン」などを参考にして、支援の指標となる案を作成した。そして、その案の妥当性を検証するために、保護者と放課後児童指導員を対象にしたアンケート調査を行い(2012年1

月～2月)、その結果の分析に基づいて各項目を修正して、「放課後児童クラブに通う子どもにとって望まれる支援の内容」を作成した。この内容は、「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」(前掲)のなかに、「放課後児童クラブに通う子どもに求められる育成・支援の内容」として反映された。

第3年度は、以下の方法で調査研究を行った。

- ① 放課後児童指導員に求められる資質・資格要件等を明らかにするための前提を、「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」(前掲)によって概括する。
- ② 放課後児童クラブに子どもを通わせている保護者が放課後児童指導員に求めているものについて、本調査研究が第2年度に行った「放課後児童クラブに通う子どもにとって望まれる支援(案)」についてのアンケート調査の回答から分析する。
- ③ 放課後児童指導員自身が、どのような資質・技能を必要と考えているのかについて、放課後児童指導員の手記を分析する。
- ④ 放課後児童指導員の現状について概括するとともに、自治体(都道府県、政令市、中核市)が行っている放課後児童健全育成事業に関する研修を概括する。
- ⑤ 上記①②③④の作業をもとにして、放課後児童指導員の資格として有することが望ましいとされる「児童の遊びを指導する者」(「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第38条)について考察する。

以上の作業によって、現時点における放課後児童クラブの質の向上に資する放課後児童指導員に求められる資質・技能とその資格のあり方をまとめた。

## 3 第3年度の調査研究の結果と考察

- (1) 放課後児童クラブに通う子どもに望まれる育成・支援の内容
  - ① 放課後児童クラブの事業目的は、「小学校に就学している児童で、保護者が就労により昼間家庭にいない子どもや、疾病、介護など

により、昼間家庭での養育ができない子どもを対象として、その放課後の時間帯において適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもの放課後の遊び・生活を支援することを通じて、その子どもの健全育成を図ることを目的とする事業である」である。

- ② 「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」ことについては、以下のことを考慮する必要がある。
- a 小学生の放課後は、子どもの生活領域の中で遊びを主にすることができる時間帯であり、小学生の時期の遊びは、子どもにとって発達課題でもあること。
  - b 小学生の6年間は、幼児期から児童期への移行期を含むとともに、児童から大人への橋渡しでもある思春期のはじめにまたがる期間であり、放課後児童クラブの中でも、子ども一人ひとりがこのような過程を経て発達していくことに配慮する必要があること。
  - c 今後は、児童期の中でも発達面で大きな変化をする10～12歳の子どもを含めた育成・支援をすることになるので、育成・支援の内容の工夫とともに、新たに、施設空間・環境の整備、放課後児童指導員の資質・技能の向上などの課題を解決する必要があること。
- ③ 放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容—放課後児童クラブの事業目的とその機能・役割から求められる子どもへの育成・支援には、以下の内容が求められる。
- ▶ 子どもがすすんで放課後児童クラブに通い続けられるような環境の整備と、保護者・放課後児童指導員の連携による支援がある。
  - ▶ 信頼できる大人（放課後児童指導員）がいて、子どもが安心して過ごせている。
  - ▶ 子どもが放課後児童クラブの場を自分たちの遊び・生活の場として実感でき、生活時間の区切りや活動の予測などに見通しを持って過ごせている。
  - ▶ 子どもが放課後を過ごすために必要とされる、休息や健康への配慮がある。
  - ▶ 子どもが放課後の時間を過ごすために必要なおやつを提供がある。
  - ▶ 子どもの発達に即した遊びと活動ができるように、環境の整備と支援がある。
  - ▶ 子どもが放課後児童クラブで安全に過ごすことができるような環境の整備と支

援がある。

- ▶ 子どもが養育環境や発達面などで固有の援助を必要としている場合に、援助が適切に行われている。

- (2) 放課後児童指導員に求められる資質・技能  
今回の調査研究で明らかにされた放課後児童指導員に求められる資質・技能を要約すると、以下のようになる。

- ① 子どもが小学校に通う期間（6歳～12歳、児童期）に、子どもの身近にいて、その育成・支援を行う放課後児童指導員には、子どもから信頼される存在となり得ることが必要であり、それには豊かな人間性と倫理観を備えた教養が求められる。
- ② 児童期の子どもの「遊び及び生活」の理解と「保護者が就労により昼間家庭にいない、疾病、介護などにより昼間家庭での養育ができない」家庭への理解に基づいた、放課後児童クラブにおける子どもの育成・支援を行う知識（理論）と技能（実際）が求められる。
- ③ 常に自己研鑽に努め、放課後児童指導員と子ども・保護者との信頼関係を築くと共に、放課後児童指導員同士の信頼関係を形成して、地域の子育てに関わる機関や人々からも認められる存在となることが求められる。

- (3) 放課後児童指導員の現状と、自治体の放課後児童健全育成事業に関する研修—研修の現状と課題のみを要約—

- ① 自治体で行われている研修は、初任者向けの事業理解に関すること、実際の運営にあたって切実な課題となっていることが多く取り入れられており、全体を見ると、研修科目自体には放課後児童指導員に求められる基礎的な知識や技能がほぼ取り入れられていることがわかった。
- ② 課題は、これらの科目がまだ、一人ひとりの放課後児童指導員にとって系統的に学べるものとして行われてはいないということである。また、研修自体が体系化されていないことも課題としてあげられる。
- ③ 放課後児童指導員の記録からは、様々な自主研修や事業内容を交流する機会が設けられていることがうかがえた。今後は、自治体が主催する研修の場合でも、研修の場における放課後児童指導員同士の実践の発表と意見交換・交流を積極的に取り入れるとともに、放課後児童クラブ・放課後児

童指導員等が取り組む自主研修への支援をしていくことも望まれる。

(4) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第38条（「児童の遊びを指導する者」）の規定についての考察

- ① 国は、「放課後児童クラブガイドライン」と「放課後児童健全育成事業等実施要綱」で、「放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設最低基準<sup>4</sup>（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいこと。」としている。
- ② 実際の放課後児童指導員の資格取得状況は、厚生労働省の調査（2012年5月1日現在）によれば、第38条2項2号・5号に該当する「保育士、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校の教諭」が全体の51.5%（有資格者の中に占める割合は、72.2%）を占めており、「福祉経験有り」「その他38条」（第38条2項1号・3号・4号・6号が該当）を含めた「児童の遊びを指導する者」（第38条）の有資格者は、71.2%にのぼっている。
- ③ ①②のことから、今後、放課後児童クラブの質の向上に資する放課後児童指導員の資格・技能と資格のあり方を考える際には、この「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条」を検討することが妥当であると考えられる。  
「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の「児童福祉施設における職員の一般要件」を示した第7条は、「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者<sup>ii</sup>」であって「できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」が児童福祉施設における職員の一般的要件であるとされている。  
この点を考慮して、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条」と放課後児童指導員に求められる資質・技能との関係を見てみると、「第38条」の規定は、豊かな人間性と倫理感を備えるという資質要件を満たせるようになっているが<sup>iii</sup>、放課後児童クラブに関する具体的な理論・技能を事前に修得できるようにはなっていないといえることができる。  
本研究の目的は、今後どのようにして放課後児童指導員の資質・技能の向上を

図るかということにあるので、放課後児童クラブが置かれている状況と照らし合わせて、この問題を検討する。

- ④ 需要と供給の関係からみると、今後も放課後児童クラブ自体が増え続けることが予想されることから、放課後児童指導員も需要の増加が続くことが予想される。このことは、即時に放課後児童指導員として従事できる人材を確保しながら、その資質・技能の向上を図らなければならぬ状況が続くと予想されるということでもある。  
供給を急いで、資質要件を軽視したり初歩的な技能の習得のみを採用条件としたりすることは、育成支援の質の低下を招くことになるので避けるべきである。  
現状では、「児童福祉施設における職員の一般要件」（前掲）に即して考え、放課後児童指導員の資質要件を満たせるようになっている者（現時点では「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条」の有資格者）を中心に供給を確保しつつ、採用後、自治体における「初任者研修」の体系化と義務付けを行う等、確実に放課後児童クラブに関する「具体的な理論・技能を修得」できる研修・職場環境等を整えることが、堅実な方策であるといえることができる。
  - ⑤ なお、放課後児童指導員の資質と技能の双方を専門教育によって養成することの可能性については、放課後児童クラブの運営内容・子どもの育成支援の内容の体系化<sup>iv</sup>、養成された人材が将来に見通しを持って就業できる職場環境の確保、等の前提条件を整えながら検討を進める必要がある。将来、放課後児童クラブにおける子どもの育成・支援の内容の体系化（研修の体系化）が進むとともに、事業の質の向上と職員の待遇改善が図られれば、高等教育において指導的立場の放課後児童指導員を養成する専門教育を設けるなどの方策が開けてくることも考えられる。この点については、現時点では様々な角度からの研究課題とすべき段階であると考えられる。
- (5) (1)～(4)のことから、放課後児童クラブの内容を充実させ質の改善を図るためには、以下の、放課後児童クラブの環境条件・放課後児童指導員の勤務条

件等について配慮することも必要である。

- ① 放課後児童クラブにおける集団の規模を、放課後児童指導員と子どもが信頼関係を結べ、なおかつ子ども自身がお互いを生活のメンバーとして知りあい認めあえる規模として、おおむね40人程度までとすること。
  - ② 放課後児童クラブにおける放課後児童指導員の配置・勤務に関する体制を、以下のように整えること。
- ・安全面への配慮や事業の円滑な運営のために、常時複数配置する。

- ・放課後児童指導員は、専任の職員として配置する。
- ・子どもとの安定的な関わりが継続できるようにするために、放課後児童指導員の長期的に安定した雇用を確保する。
- ・放課後児童指導員の勤務時間については、開所時間の前後に必要な準備時間を設けることとして設定する。

(以上)

**【参考】 初任者研修 「放課後児童指導員初任者（勤続1～2年）を対象にした研修（案）」**

1 放課後児童クラブの目的と機能・役割	(90分)
2 子どもの発達理解と育成・支援	
①子どもの発達理解1（発達理解の基礎）	(90分)
②子どもの発達理解2（児童期の発達）	(90分)
③子どもの発達理解3（障害理解）	(90分)
④子どもの発達理解4（発達障害理解）	(90分)
④放課後児童クラブにおける子どもの育成・支援	(90分)
3 子どもと遊び	
①「子どもの遊び」の理解と遊び支援のあり方	(90分)
②遊び支援の実践	(90分)
4 保護者との連携・保護者支援のあり方	
①今日の家庭と子どもの養育	(90分)
②子どもの社会的養護（虐待の早期発見・対応、養育困難な家庭への支援）	(90分)
③保護者との連携・支援	(90分)
5 子どもの安全	
①今日の社会と子どもの安全	(90分)
②放課後児童クラブにおける子どもの安全	(90分)
③救急・緊急対応時の実習	(90分)
6 放課後児童指導員について	
①放課後児童指導員の仕事内容	(90分)
②放課後児童指導員の社会的責任と倫理	(90分)
③放課後児童クラブの職場運営	(90分)

○初任者研修として必要な科目は以下の5科目とした。

「放課後児童クラブの目的と機能・役割（1）」「子どもの発達理解と育成・支援（5）」「子どもと遊び（2）」「保護者との連携・保護者支援のあり方（3）」「子どもの安全（3）」「放課後児童指導員について（3）」（カッコ内は課目数）

○すべての科目（課目）を1年間で企画し、放課後児童指導員が2年以内に受講できるようにする。

○受講生が就業中の者であることを考慮して、講義の際の質疑の時間や研修時の交流の確保を工夫する。

○補助的業務に従事する職員（障害時支援のための加配職員、短時間の補助的業務のための非常勤職員など）も課目を選んで受講できるように配慮する。

○研修科目の内容と課目ごとのシラバスを作成するなどして、研修の質と講師スタッフの確保を図る。

○運営主体は、受講者の研修受講記録の作成と職場報告を行い、放課後児童指導員が学習内容を共有できるようにする。

この調査研究が、今後の放課後児童健全育成事業の基準策定に活用され、その内容に反映されることを期待します。

(注) 本調査研究の第1、第2年度は、佐藤晃子氏（現・西九州大学短期大学部幼児保育学科専任講師）に研究協力をお願いしました。

(注) この概要版は、「社会保障審議会児童部会 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会第5回(平成25年9月30日)」で報告したものです。

---

<sup>i</sup> 平成24年4月1日より「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」

<sup>ii</sup> 平成23年6月17日に、「施設職員の一般的要件に、人間性と倫理感及び自己研鑽の文言を追加（第7条及び第7条の2第1項）」

<sup>iii</sup> 第38条2項4号は、高等学校進学率が制定当時と大きく異なること、放課後児童クラブにおける勤務形態が多様化していることから、放課後児童クラブにおける2年間の実務経験について一定の目安を示すことが必要になっている。

<sup>iv</sup> 「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」（前掲）は、そのための検討素材となり得るものである。

## 放課後児童指導員に求められる資質・技能と資格について

分担研究者 野中 賢治

### 目次

#### I 調査研究の目的と方法

- 1 第1年度（平成22年度）及び第2年度（平成23年度）
  - (1) 第1年度及び第2年度の調査研究の目的
  - (2) 第1年度及び第2年度の調査研究の方法
- 2 第3年度（平成24年度）
  - (1) 第3年度の調査研究の目的
  - (2) 第3年度の調査研究の方法
- 3 本調査研究における倫理面への配慮

#### Ⅱ 第3年度の調査研究の結果と考察

- 1 放課後児童指導員に求められる資質・資格要件等を明らかにするための前提となる「放課後児童クラブの事業目的」「放課後児童クラブに通う子どもに求められる育成・支援の内容」「放課後児童指導員の役割と職務内容」等について
  - (1) 放課後児童クラブの事業目的
  - (2) 「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」について
  - (3) 放課後児童クラブの機能・役割
  - (4) 放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援
  - (5) 放課後児童指導員の役割と職務の内容
- 2 子どもを通わせている保護者が放課後児童指導員に求めていること
- 3 放課後児童指導員は自分自身にどのような資質・技能を必要と考えているのか
- 4 放課後児童指導員の現状と、自治体の放課後児童健全育成事業に関する研修
  - (1) 放課後児童指導員の現状—資格・任用・勤務等を中心に—
  - (2) 放課後児童指導員の研修
- 5 「児童の遊びを指導する者」（「児童福祉施設の整備及び運営に関する基準」第38条）の規定についての考察
  - (1) 「児童の遊びを指導する者」の規定の内容と改正の経過
  - (2) 「児童の遊びを指導する者」の規定と放課後児童指導員の資質・技能
  - (3) 補足—「児童の遊びを指導する者」の名称について

#### Ⅲ 放課後児童指導員の資格と資質・技能の向上を図ることについて（結論）

- 1 放課後児童指導員に求められる資質・技能（Ⅱ1～4のまとめ）
- 2 放課後児童指導員の資格と資質・技能の向上を図ることについて（提言）
- 3 補足—「児童の遊びを指導する者」の名称について

# I 調査研究の目的と方法

## 1 第1年度（平成22年度）及び第2年度（平成23年度）

### (1) 第1年度及び第2年度の調査研究の目的

放課後児童クラブは、年々、クラブ数、利用児童数が増加している。2011年の調査では、2万箇所を超え、利用児童数は約83万人にのぼっている（厚生労働省育成環境課調べ）。同時に、放課後児童指導員も増えている。これらのことに伴って、放課後児童クラブの「質」が問題にされる状況も生まれている。そうしたなかで、厚生労働省は、「放課後児童クラブの質の向上に資する」ことを目的として、2007（平成19）年10月に「放課後児童クラブガイドライン」を発出した。その後、都道府県や市町村レベルでの運営基準やガイドライン作りも進められている。

しかしながら、実際の放課後児童クラブは、施設・設備、放課後児童指導員、活動内容などが多様なだけでなく、子どもにとって望ましいとは言えない状態のまま運営されているものも多いという状況が続いている。その背景の一端には、これまで、事業の社会的な必要性が強調される一方で、そこで過ごしている子どもたちの実際（生活内容や環境）があまり問われてこなかったということがあげられる。このようなことから、今後、放課後児童クラブの内容を充実させ質の向上を図るためには、放課後児童クラブに通う子どもにはどのような支援が望まれるのかを明らかにし、共通理解をはかる必要があると考えられる。

そこで本研究の第1年度、第2年度では、「放課後児童クラブに通う子どもにとって望まれる支援」の内容を明らかにすることを目的とした。

### (2) 第1年度及び第2年度の調査研究の方法

第1年度及び第2年度は、「放課後児童クラブに通う子どもにとって望まれる支援」の内容を明らかにするために、子どもにとって望まれる支援の指標作成を行った。その方法は以下の通りである。

第一に、放課後児童クラブに関するこれまでの調査研究（たとえば、『放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究』座長・柏女霊峰、財団法人こども未来財団、2007年2月）や各地の実践報告、国や自治体が作成した「放課後児童クラブガイドライン」などを参考にして、「放課後児童クラブに通う子どもにとって望まれる支援（案）」を作成した。

第二に、本案の妥当性を検証するために、放課後児童クラブでの参与観察と放課後児童指導員へのヒアリングを実施したうえでアンケートを作成し、事業の基準が明確化され、現時点で望まれる水準を安定して維持している放課後児童クラブの利用保護者と放課後児童指導員を対象にアンケート調査を実施した。「事業の基準が明確化され望まれる水準を安定して維持している放課後児童クラブ」は、「放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究」（前掲）が行った実態調査などを参考にして、「登録児童数をおおむね40人と定め、職員の配置基準を専任二人（二人とも有資格者）、勤務形が午前から勤務で1日7時間以上週5日以上」のところで<sup>1</sup>とした。2011年10月～12月に保護者15名と放課後児童指導員5名へのプレ調査によってアンケート内容を精査し、2012年1月～2月に本調査を行った。

第三に、このアンケート調査の結果の分析に基づいて各項目を修正して、支援指標となる内容を作成した。

なお、このような「放課後児童クラブに通う子どもにとって望まれる支援」の指標を作成

<sup>1</sup> 平成23年度に行われた「子ども・子育て新システムの実現に向けたタイムスタディ調査」における調査対象の施設選定基準でも同様の判断による調査区分がされている（『子ども・子育て新システムの実現に向けたタイムスタディ調査報告書』平成24年2月、みずほ情報総研株式会社、pp.7～8）。

するためには、放課後児童クラブ自体が子どもにとってどのようなところかを明確にする必要があることから、この調査では上記の先行研究に基づいて、放課後児童クラブを「放課後の時間に保護者が働いているという共通の条件によって人為的に集められてはいるが、子どもたちはそこで限定された特定の活動だけをするのではなく、遊び・生活の場として一定時間を過ごすので、子どもにとっての放課後児童クラブは、家族や地域における遊び仲間の関係と同じような社会的集団で過ごす場である」と位置づけた。したがって、放課後児童クラブでは、「子どもの生活全体を安定的に維持する中で、『子ども一人ひとり』と『子どもの集団全体』の生活内容を豊かにする」ことが大切になると考えた。このことは、調査への協力依頼文書中で被調査者にも説明した。

本調査研究の第1年度、第2年度は、佐藤晃子氏（現・西九州大学短期大学部幼児保育学科専任講師）に研究協力者として参加していただいて研究作業を進めた。

## 2 第3年度（平成24年度）

### (1) 第3年度の調査研究の目的

本調査研究を進める過程で、放課後児童クラブ施策について以下のような動きがあった。

放課後児童クラブについて、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」（少子化社会対策会議決定〔平成24年3月2日〕）により、「職員の資格、員数、施設、開設日数、時間などについて、国は法令上の基準を新たに児童福祉法体系に設定する」とこととされた。

上記決定をふまえて、児童福祉法の放課後児童クラブに関する条文が一部改正され（平成24年8月）、改正後の児童福祉法では、放課後児童クラブの設備及び運営について、国が省令で定める基準をふまえ、市町村が条例で基準を定めなければならないこととなり、「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数」については従うべき基準とし、「その他の事項」については参酌すべき基準とされた。また、改正後の児童福祉法では、これまで「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」とされていた対象児童が、「小学校に就学している児童」とされた。

これらの動向をふまえて、平成24年度に「放課後児童クラブの運営内容に関する調査研究（座長：柏女靈峰、主任研究者：野中賢治、財団法人こども未来財団）」が行われ、あらたに「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」が作成されることとなった。

このことから、第3年度は、本調査研究の第1年度及び第2年度の研究によって得られた「放課後児童クラブに通う子どもにとって望まれる支援」の内容を、この「放課後児童クラブの運営内容に関する調査研究（同）」に反映させるとともに、その成果物である「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」を活用して、放課後児童クラブの質の向上に資する放課後児童指導員の資質・技能と資格のあり方を調査・研究することとした。

### (2) 第3年度の調査研究の方法

- ① 放課後児童指導員に求められる資質・資格要件等を明らかにするための前提となる「放課後児童クラブの事業目的」「放課後児童クラブに通う子どもに求められる育成・支援の内容」「放課後児童指導員の役割と職務内容」等を、「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」（前掲）によって概括する。
- ② 放課後児童クラブに子どもを通わせている保護者が放課後児童指導員に求めているものについて、本調査研究が第2年度に行った「放課後児童クラブに通う子どもにとって望まれる支援（案）」についてのアンケート調査の中の「放課後児童クラブに通わせてよかったこと」の回答から分析する。
- ③ 放課後児童指導員自身が、どのような資質・技能を必要と考えているのかについて、放課後児童指導員の手記を分析する。



④ 放課後児童指導員の現状について概括するとともに、自治体（都道府県、政令市、中核市）が行っている放課後児童健全育成事業に関する研修を概括する。

⑤ 上記（①②③④）の作業をもとにして、放課後児童指導員の資格として有することが望ましいとされる「児童の遊びを指導する者」（「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第38条）について考察する。

以上の作業によって、現時点における放課後児童クラブの質の向上に資する放課後児童指導員に求められる資質・技能とその資格のあり方をまとめる。なお、本調査研究で対象にした放課後児童指導員は、放課後児童クラブに勤務する常勤職員（放課後児童クラブにおいて、子どもの育成・支援に責任を持って継続して勤務している者）である。

### 3 本研究における倫理面への配慮

- アンケート調査は、アンケート調査表に「自治体名、放課後児童クラブ名、個人名は一切公表しない」旨を明記し、郵送により直接回収する方法を用いた。また、この調査結果は調査者が当初設定した目的以外に使用されないように配慮している。
- 放課後児童指導員へのヒアリング及び放課後児童クラブへの参与観察は、事前に調査趣旨の説明を行い、自治体名、放課後児童クラブ名、個人名は一切公表しないことを伝えて、その結果を考察及び結果に反映させることについての同意を得て行った。
- 有識者へのヒアリングは、事前に調査趣旨及びヒアリングの内容の説明を行い、同意を得て実施した。

（調査結果等の個人情報については、本調査研究者の研究室〔財団法人児童健全育成推進財団〕において5年間保存し、その後、機密書類破棄の手続きをとる）。

## II 第3年度の調査研究の結果と考察

### 1 放課後児童指導員に求められる資質・資格要件等を明らかにするための前提となる「放課後児童クラブの事業目的」「放課後児童クラブに通う子どもに求められる育成・支援の内容」「放課後児童指導員の役割と職務内容」等について

「放課後児童クラブの事業目的」「放課後児童クラブに通う子どもに求められる育成・支援の内容」「放課後児童指導員の役割と職務内容」を、「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」(前掲)によって概括する。

#### (1) 放課後児童クラブの事業目的

放課後児童クラブは、児童福祉法に基づく事業である。この法律は、平成24年8月に以下のように改正された。

##### [児童福祉法6条3の第2項]

放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

この法文については、平成24年度6月26日衆議院社会保障と税の一体化改革特別委員会および、同年8月10日衆議院・社会保障と税の一体改革に関する特別委員会において、「保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを、地方自治法をはじめ関係者に周知すること」が付帯決議された。

これらをもとに、その事業目的を概略的に整理すると、「①小学校に就学している児童で、保護者が就労により昼間家庭にいない子どもや、疾病、介護などにより、昼間家庭での養育ができない子どもを対象として、②その放課後の時間帯において適切な遊び及び生活の場を提供し、③子どもの放課後の遊び・生活を支援することを通じて、その子どもの健全育成を図ることを目的とする事業である」<sup>2</sup>と理解できる。

#### (2) 「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」について

事業目的への理解を深めるために、法文にある「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」について、簡潔に考察する。

##### ①「小学校に就学している子ども」(6・7歳から12歳まで、以下「小学生」と表記)の「授業の終了後」(以下「放課後」と表記)における遊びの特徴について

a: 小学生の放課後は、子どもの生活領域の中で遊びを主に行うことができる時間帯である。

子どもの生活は、一日の中で区分できるいくつかの領域に分類することができる<sup>3</sup>。

<sup>2</sup> 「放課後児童クラブの運営内容に関する調査研究」(平成25年3月1日、主任研究者・野中賢治、財団法人こども未来財団)。この研究は、「放課後児童クラブの現状や課題の整理を行い、『平成19年度放課後児童クラブガイドライン』をもとに、平成19年からの5年間の放課後児童クラブに関する変化を検討して、新たに『改訂版・放課後児童クラブガイドライン』を作成したもの」である。なお、『改訂版・放課後児童クラブガイドライン』のなかの「5 放課後児童クラブに通う子どもへの育成・先の内容」は、本調査研究の第1年度、第2年度の研究成果を有識者ヒアリングによって精査したうえで、当該調査研究会に反映し、検討のうえでまとめられたものである。

<sup>3</sup> 小川太郎『日本の子ども』P165~168、新評論、1960年

- 睡眠・食事・入浴など、生命と健康を維持していくための基本的な生活の時間（基本的な生活）。
- 学校での生活を中心とした学習の時間（学習）。なお学習は、放課後・家庭で過ごす時間にも広がっている。
- 遊び自体に費やすことが認められた時間（遊び）。なお遊びは、子どもの様々な生活場面でも行われる。
- 家事の手伝い・学校での当番活動や係活動、ボランティア（奉仕）活動などの課業的活動（労働的活動）。

このような時間区分のなかで、放課後児童クラブで過ごすことになる小学生の放課後は、主に遊びを行って過ごすことが社会通念として容認されている時間帯でもある。なお、放課後児童クラブでの生活の中では、遊びのほかに、身の回りの整理整頓・衣服の調整・清潔の維持・おやつなど（基本的な生活）、宿題などの自主学習（学習）、集団での生活を維持するための係活動・当番活動や地域でのボランティア（奉仕）活動（労働的活動）など、生活全般の活動が行われる必要のあることを考慮すべきである。

**b: 小学生の時期の遊びは、子どもにとって発達課題でもある。**

遊びはお互いの合意による約束事によって成立する。子どもは小学生になると仲間と一緒に遊ぶを自分たちで持続できるようになり、集団での遊びを継続させることもできるようになっていく。そのなかで子どもたちは自分の欲求と相手の欲求を同時に成立させるルールを見出し、順番を待つこと、我慢すること、約束を守ることや平等の意味などを身につけていく。そして、みんなで協力することや仲間と競いあうことが、自分自身の力を伸ばしていくことにもなることを学ぶ。心と身体を目いっぱい働かせて群れて遊ぶことは、児童期の子どもにとって発達課題<sup>4</sup>の一つである。

児童期の発達課題のひとつに「遊び」があることについての先行研究の事例は【資料1】に示した。

**② 放課後児童クラブにおいて考慮する必要がある、小学校に就学している子どもの生活面における発達について**

小学生の6年間は、幼児期から児童期への移行期を含むとともに、児童から大人への橋渡しでもある思春期<sup>5</sup>のはじめにまたがる期間である。そして、この期間は、自立の準備・形成の過程から、自立の増進・促進過程に発達していく期間でもある。この間には、放課後児童クラブでの生活にかかわりのある事項についてみても、次のような大きな発達の变化が見られる<sup>6</sup>。

- 大人への権威や道徳性に対する受け止め方の変化。

「保護者や教師、放課後児童指導員などの権威の正当化と指示への従順さ」から「外的規律の正当性を認めることと自立意識の芽生え（大人より、仲間を大切にしている価値観への移行）の葛藤」を経て「大人より、仲間を大切にしている価値観への移行・自分が直接大人に変

<sup>4</sup> 「人間が正常な発達をするために社会によって期待される、各年齢段階における諸能力の水準」（黒田実郎監修『乳幼児発達辞典』岩崎 学術出版社、1985年）。発達課題は、個人のある時期において達成されることが期待される発達の意味のある課題であって、その達成に失敗しているときの課題の解決も困難になる可能性があると考えられる。

<sup>5</sup> 思春期は、一般に11～12歳から16～17歳ぐらいの時期を指す（『広辞苑』）。第二次性徴を伴う身体的発達・自我意識等の変化が同時に進む時期とされる。

<sup>6</sup> この項は、「放課後児童クラブの運営内容に関する調査研究」（前掲）のなかで、「放課後児童クラブの活動内容とのかかわりが深いと考えられる事項について、子どもの発達の特徴と放課後児童指導員に求められる課題を研究会委員が経験した放課後児童クラブの状況や既存の研究成果などをもとに指摘」したものを要約した。

わっていく存在であることから生じる葛藤（思春期）」へ。

○ 自己概念の変化。

「性別や容姿・身体特徴、〇〇ができる（できない）等の、直接、見ることのできる外的属性から自己をとらえることが主にみられる段階」から、「直接見える外的属性だけでなく、自分の感情や態度などの内部的・心理的要因の違いにも着目して自己をとらえられるようになる」を経て「自分の価値観、他者との比較、セクシャリティ、将来の希望や学業的成長（可能性）とのかかわりから自己をとらえるなど、自己を多面的に把握するようになる」。

○ 友達への意識・感情の変化。

「近くにいる友達に、自分と一緒に遊んでくれることを求める」から、「価値や規律の共有を重視し、一緒に行く、助け合う、忠誠などを期待する段階」を経て「誠実さや忠誠のほかに、相互理解と相互受容、同じ趣味などの共感・親密さを求めるなどがみられるようになる」。

○ 「集団のルールを守ることと自己中心的な願望とが矛盾する場合、後者のほうを抑制することが多くある（幼児期から小学生のはじめの頃）」から「形式的な平等への要求が強くなると同時に、ある一定の役割が与えられれば自分の能力に応じてその役割を果たせるようになる」を経て「相手や自分の能力・立場を理解したうえでの実質的な平等概念を獲得できるようになる」。

○ 10～12歳は、思春期の入り口とも言われている。

放課後児童クラブの中でも、子ども一人ひとりがこのような過程を経て発達していく。

これまで放課後児童クラブでは、6～9歳の子どもを中心に育成・支援をしてきていた。今後、児童期の中でも発達面で大きな変化をする10～12歳の子どもを含めた育成・支援をすることになるので、育成・支援の内容の工夫とともに、新たに、施設空間・環境の整備、放課後児童指導員の資質・技能の向上など、多くの課題を解決する必要性が生じることになる。

### (3) 放課後児童クラブの機能・役割

放課後児童クラブに求められる機能・役割は、次の8点に整理される<sup>7</sup>。

- ▶ 子どもの健康管理、情緒の安定の確保
- ▶ 出欠確認をはじめとする子どもの安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- ▶ 子どもの活動状況の把握
- ▶ 遊びの活動への意欲と態度の形成
- ▶ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- ▶ 連絡帳などを通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- ▶ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- ▶ その他、放課後における子どもの健全育成上必要な活動

なお、上記の機能・役割を果たすためには、以下の視点で子どもへの育成・支援に取り組むことが大切になる。

- ▶ 子どもの発達の特徴をふまえながらその発達を個々の子どもの実際に即して援助していくこと。
- ▶ 放課後児童クラブでの子どもの状況を家庭に伝え、日常的に情報交換を行って、家庭状況をふまえながら保護者の子育てを支援すること。
- ▶ 放課後児童クラブは子どもが生活している地域にも視野を向け、子どもが育つ地域の環境づくりへの支援を行うこと。

<sup>7</sup> この項は、前掲『改訂版・放課後児童クラブガイドライン』の「(5) 放課後児童指導員の役割と職務」による。

#### (4) 放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容

放課後児童クラブの事業目的とその機能・役割から求められる子どもへの育成・支援には、以下の内容が求められる<sup>8</sup>。

- ▶ 子どもがすすんで放課後児童クラブに通い続けられるような環境の整備と、保護者・放課後児童指導員の連携による支援がある。
- ▶ 信頼できる大人（放課後児童指導員）がいて、子どもが安心して過ごせている。
- ▶ 子どもが放課後児童クラブの場を自分たちの遊び・生活の場として実感でき、生活時間の区切りや活動の予測などに見通しを持って過ごせている。
- ▶ 子どもが放課後を過ごすために必要とされる、休息や健康への配慮がある。
- ▶ 子どもが放課後の時間を過ごすために必要なおやつを提供がある。
- ▶ 子どもの発達に即した遊びと活動ができるように、環境の整備と支援がある。
- ▶ 子どもが放課後児童クラブで安全に過ごすことができるような環境の整備と支援がある。
- ▶ 子どもが養育環境や発達面などで固有の援助を必要としている場合に、援助が適切に行われている。

なお、子どもへの育成・支援を行う際には以下の事項について留意することが求められる。

- 日々の遊びの中で、子どもが自分で遊びを選択したり創造したりすることができるように支援すること。
- 子ども一人ひとりの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重して支援すること。
- 放課後児童クラブと家庭が子どもの様子を伝え合い、協力して、子どもの遊び・生活を支援すること。
- 必要に応じて放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民が広く協力しながら活動に関わることができるような体制を検討すること。

(注) この項の詳しい説明は【資料2】に示した。

#### (5) 放課後児童指導員の役割と職務の内容

放課後児童クラブの事業目的とその機能・役割から求められる放課後児童指導員の役割は以下の事項である<sup>9</sup>。

- ▶ 一人ひとりの子どもの状況を把握する
- ▶ 子どもの生活を、時間・空間の両面からとらえ、子どもの状況を把握しながら組み立てる
- ▶ 放課後児童クラブで過ごす上で必要な基本的生活習慣を習得することを援助する
- ▶ 遊びや諸活動を通じて、一人ひとりの子どもの生活を支え、発達を促す
- ▶ 危険から子どもを守るとともに、子どもが自らを守りお互いを守る力を育てていく
- ▶ 保護者との伝え合いを通じて、子どもの育つ家庭での生活を支える
- ▶ 地域社会の中で、子どもの生活が円滑に進められるようにする
- ▶ 学校や地域、その他関係機関との連携を深める

職務の内容は、「(4) 放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容」を実現することに努め、次のような活動を実施することが望ましい。

- ▶ 子どもの健康管理、情緒の安定に係る活動
- ▶ 基本的生活習慣の確立に向けた指導
- ▶ 遊びや体験を通じ自主性、社会性、創造性を培う活動

<sup>8</sup> この項は、『改訂版・放課後児童クラブガイドライン』（前掲）の「5 放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容」による。

<sup>9</sup> この項は、『改訂版・放課後児童クラブガイドライン』（前掲）の「(5) 放課後児童指導員の役割と職務」による。

- ▷ 保護者への連絡、支援、連携
  - ▷ 放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民との交流活動
- また、子どもや保護者に直接関わる職務以外に、放課後児童クラブの運営を円滑に進めるために、以下のような取り組みが必要とされる。
- ▷ 会議・打ち合わせ等による指導内容に関する情報の共有
  - ▷ 子どもの様子及び育成・支援の記録と、職場内における検討
  - ▷ 学校との連絡・調整
  - ▷ 地域の関係機関・団体との連絡、調整
  - ▷ 研修
  - ▷ 行事や活動の企画と記録
  - ▷ 事務（記録・たより等の作成、提出物の点検、会計事務等）
  - ▷ 清掃、衛生管理、安全点検、片付け等

## 2 子どもを通わせている保護者が放課後児童指導員に求めていること

子どもを通わせている保護者が放課後児童指導員に求めていることについて、本研究が第2年度に行ったアンケート調査の中から、保護者の「放課後児童クラブに通わせてよかったこと（自由記述）」の回答を分析する。

このアンケート調査は、本研究が第2年度（2012年1月～2月）に、「放課後児童クラブに通う子どもにとって望まれる支援」の内容を明らかにするために、放課後児童クラブ事業の基準が明確化され、現時点で望まれる水準を安定して維持している自治体の放課後児童クラブの利用保護者と指導員を対象に実施したものである<sup>10</sup>。

保護者を対象としたアンケートは、配布数1147（クラブ数26）、回収数352、回収率30.7%であった。回答した保護者の子どもの学年は、1年生41.8%（150名）、2年生33.4%（120名）、3年生23.4%（84名）、4年生以上1.4%（5名）であった。なお、4年生以上の子どもは、障害などにより学年延長して在籍している子どもである（複数の子どもが通っている家庭があるため、子どもの人数は回答した保護者数より多い359名である）。

保護者への質問の「放課後児童クラブに子どもを通わせてよかったこと」については、自由記述で尋ね、339名から回答が得られた。回答は、1名分の回答も内容ごとに細分化したため、回答者数よりも件数（614）のほうが多くなっている。記述内容は、以下の9項目にまとめることができた。アンケートの要旨と回答例については【資料3】に示した。

- ① 放課後児童クラブへ行けば友達、遊ぶ仲間がいる。放課後児童クラブへ通うことによって友達が増えた。異学年や他の学校の子との交流がある。（友だちが増えた／子ども同士の関係が豊かになった）（187件）
- ② 安心して職場に行く・仕事に打ち込むことができる。子どもの居場所が分かる、大人の目があり安全である。様々な活動や体験を子ども自身が楽しんでおり、子どもの成長につながっているという安心がもてる。災害時の安全が保たれる。（安心して仕事に打ち込むことができる／安心感をもって子どもを預けられる）（169件）
- ③ 集団遊びや外遊び、家庭ではなかなかできない工作や伝承遊びなどが体験できる。さまざまな遊びや文化活動ができる環境（場、子どもたちの関係等）がある。（遊びや文化活動の内容が充実している）（84件）
- ④ 子どもが指導員のことが大好きなので信頼を寄せている。きめ細かなケア・サポートがある。一人ひとりの個性に合わせた対応がある。あたたかい目で見てくれている。（信頼できる指導員がいる）（64件）
- ⑤ 毎日通うことでしっかりした生活リズムが保てる。おやつの時間、学習の時間を設けているので、18時まで放課後児童クラブにいても安心できる。友達と遊び、指導員の話聞いて、一緒に工作したりおやつを食べたりと、規則正しい生活をおくることができた。（生活のリズムが保たれ、宿題や自立に向けての生活の支援がある）（35件）
- ⑥ キャンプやもちつきなど個々の家庭だけでは経験することができない体験ができる。季節行事や、親子で楽しめる行事などが充実している。（季節行事や親子行事等、家庭では経験できないことを体験できる）（29件）
- ⑦ 子どもが放課後児童クラブに行くことを「楽しい・行きたい」と言っている。（子ども自

<sup>10</sup> 「事業の基準が明確化され現時点で望まれる水準を安定して維持している放課後児童クラブ」は、「放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究」（前掲）が行った実態調査などを参考にして、「登録児童数をおおむね40人と定め、職員の配置基準を専任2人（2人も有資格者）、勤務形が午前からの勤務で1日7時間以上週5日以上」のところでとした。なお、平成23年度に行われた「子ども・子育て新システムの実現に向けたタイムスタディ調査」における調査対象の施設選定基準でも同様の判断による調査区分がされている（『子ども・子育て新システムの実現に向けたタイムスタディ調査報告書』平成24年2月、みずほ情報総研株式会社、p.7～8）。

身が進んで通っている) (21件)

- ⑧ 放課後児童クラブを通じて、他の保護者と交流をもつことができた。同じような環境の保護者と知り合うことができ悩みを共有できた。(保護者同士の交流や関係をつくることのできる) (18件)
- ⑨ 障害など、個別に援助が必要な子どもへの配慮がある。障害のある子どもが、さまざまな子どもたちと交流することによって成長がみられる。(個別に援助が必要な子どもへの適切な配慮がある) (7件)

保護者が、自分の子どもを放課後児童クラブに通わせてよかったと思うことで多いのは、「友達が増えた/子ども同士の関係が豊かになった」「遊びや文化活動の内容が充実している」「季節行事や親子行事等、家庭では経験できないことを体験できる」「生活のリズムが保たれ、宿題や自立に向けての生活の支援がある」の、具体的な子ども同士の関係や遊び・体験に関すること、放課後児童クラブでの生活の内容に関することである(合計すると回答件数の55%)。このことから、保護者は「子どもが実際にどのように過ごしているか」という内容に関心を持ち、知っている(知る努力をしている)ということもわかっていることがわかる。

次に多いのは、「安心して仕事に打ち込むことができる/安心感を持って子どもを預けられる」「信頼できる指導員がいる」「子ども自身がすすんで通っている」等という、子ども・指導員・放課後児童クラブ自体についての安心・信頼である(41%)。ここでは、保護者は単に預けることができればそれでよいと思っているのではなく、子どもが信頼できる大人と環境に支えられて充実した生活ができる場所に預けたいと思っていることを保護者自身の実感で表現している。

「保護者同士の交流や関係をつくることのできる」についての件数は少ないが(3%)、「同じような環境の親と知り合う機会ができ、悩みを共有しやすい」「子ども同士を預け、預かり……と、働く者同士とても支えられている」等、密度の濃い交流、支え合いが可能であることも示している。

自分の子どもを放課後児童クラブに通わせた経験についての問いであるため、「個別に援助が必要な子どもへの適切な配慮がある」の記述は少ないが(1%)、記されていた内容は、「コミュニケーションが苦手な子どもなのですが、お友達とのやりとりを先生方が助けてくれています。最近では、先生の助けなしでもずいぶんお友達と仲良く遊べるようになりました。まだ1人で家にも置いておけないので、仕事に安心して行くことができます」などと、障害のある子ども・個別に支援が必要な子どもへの援助・支援が切実な課題であることを示す具体的な記述がほとんどであった。

以上のことから、放課後児童クラブに子どもを通わせている保護者は、「子どもが充実した生活ができ、自ら進んで通えるようになることによって、保護者自身が安心して子どもを預けられる/安心して仕事に行けるようになる」ことを望んでいることが具体的に明らかにされた。



### 3 放課後児童指導員は自分自身にどのような資質・技能を必要と考えているのか

#### (1) 調査対象の選定と調査の方法

本研究では、放課後児童指導員に求められる資質・技能について、「放課後児童指導員自身が体験を通して考えたこと」を調査することが、放課後児童指導員に求められる資質・技能を考えるうえで有効な資料になると考えた。

この点については、できるだけ広い範囲で、なおかつ、当該放課後児童クラブの保護者・放課後児童指導員からの信頼を得ている放課後児童指導員への調査であることが望ましいと考えられたが、本研究が独自にサンプル数を確保することは困難であったため、当該放課後児童クラブの保護者・放課後児童指導員が閲覧できるように公開されており本人の氏名も公表されている放課後児童指導員の体験記録を探した。その結果、『月刊 日本の学童ほいく』（全国学童保育連絡協議会編集・発行）から2008年（平成20年）1月号～2012年（平成24年）12月号に掲載されていた「わたしは指導員」という企画の手記を分析の対象とした。分析の対象としたのは、①就業の経緯、②就業当初の状況、③放課後児童指導員の仕事を通して学んだこと、必要と思う資質、技能など、④自己研鑽に役立った研修機会の、抽出することができた4項目、54件である。

この「わたしは指導員」を分析の対象とした理由は、「本人の氏名と所属する放課後児童クラブ名が明記されていることで記述内容に信頼性がある」「自己の体験を内省的に記述してあることから、放課後児童指導員としての資質・技能についての本人の考えを、体験を通して把握する資料になる」だった。

この理由の妥当性を検証するために、執筆した放課後児童指導員の約10%となる5人を抽出して<sup>11</sup>、研究及びヒアリングの趣旨とヒアリングにおける倫理的配慮の内容を伝え、了解を得て、ヒアリングを行った。ヒアリングは、『わたしは指導員』の執筆にあたって、公表前に同僚指導員と保護者（父母会）にその内容を伝えていたかを尋ね、「事前に抽出した項目に沿った大まかな質問事項を伝え、回答者の答えに応じて詳細を尋ねる半構造化質問」によって行った。結果、全員が事前にその内容を同僚の放課後児童指導員と保護者（父母会）に伝えて了解を得ており、ヒアリングの内容は記述内容と一致したことから、この「わたしは指導員」を放課後児童指導員自身の記録として分析することは、放課後児童指導員の資質・技能について考察する際の有効な資料になると判断した。項目ごとの内容は以下のようにまとめることができた。なお、抽出した資料の概要は【資料4】に示した。

#### (2) 調査項目ごとの内容

##### ① 就業の経緯（指導員になったきっかけ）（54件）

###### ○求職中に紹介された（15件）

「アルバイトを続けていたが、将来を考え、保育士資格をとった。その後、放課後児童クラブのことを知った」「専門学校卒業後、勤務した先で悩んでいたとき、自分が小学校の頃、通っていた学童保育の指導員に相談したら、指導員の仕事に誘われた」「アルバイトをしていて、知り合いに就職の相談をしたら紹介された」など。

###### ○結婚・出産で仕事を一度辞め、その後、資格を生かして再就職した（14件）

「幼稚園、保育所に勤めた後、結婚退職した。子どもが大きくなってから放課後児童クラブの募集に応募した」「以前は児童養護施設で中学生・小学生を担当していた。自分の子どもが小学生になったので働くことにして、ハローワークで募集を見た。面接で保護者の気持ちに共感して働いてみようと思った」「幼稚園教諭をしていたが結婚で退職した。子育てが一段落して保育

<sup>11</sup> 研究予算の範囲内の交通圏から無作為に抽出した。

園が放課後児童クラブを始めるので手伝ってほしいと誘われた」など。

○保育士・幼稚園教諭（非常勤）から転職（転勤）した（9件）

「幼稚園の期限採用の雇用が終わるときに、次の就職先として紹介された」「幼稚園・保育士として働いていたときに、小学校のPTA会長に『あらたに学童保育をつくるから指導員として手伝ってほしい』と声をかけられた」「大学卒業後、社会福祉法人の保育士をした。その後、同じ法人が運営する放課後児童クラブに転勤になった」など。

○学生の中から自ら希望して就職した（7件）

「教育実習で、幼児教育の現場でも小学校期を見通した保育の必要があることを知ったときに、自分は小学校に上がってからの子どもと保護者の支えになる仕事をしよう、と思った」「大学卒業後、指導員の募集をしている学童保育を知って、子どもの頃、通っていた学童保育が自分にとってあたたかい場所だったことを思い出して働いてみようと思った」など。

○自分の子どもを通わせた放課後児童クラブから誘われた（4件）

「長女が通った学童保育から、指導員をやめたので代わりにやってほしいと相談された（それまで保育所パートとして勤務していた）」「子どもが通っていたクラブで、資格のいらない補助員の指導員募集を知った」など。

○アルバイトから常勤指導員になった（2件）

「自分が通っていた放課後児童クラブで以前からアルバイトをしていた。学校卒業後、1年アルバイトとして働き、常勤指導員になった」など。

○放課後児童クラブをつくる運動をしていて、自分が放課後児童指導員になった（2件）

「子どもの小学校入学を機に放課後児童クラブをつくる運動をし、保育士をしていた自分が指導員になった」など。

○定年後の再就職先（1件）

「定年まで保育士をした。その後、学童保育をつくる運動をしていた人たちに頼まれた」

② 就業当初の状況（66件）（内容によって分類したので、件数は回答人数より多い。）

○アルバイトから常勤職員になったことで違いを感じた、常勤職員の責任の重さを感じた（9件）

「準補助指導員から正規指導員になった。保育計画をたて、他の指導員にも指示を出し、子どもとも保護者とも話しあう立場が変わって、大変な毎日だった」「子どもと遊んでいるだけだったアルバイトから正規職員になった初日に、子どもが学校を出たのに帰ってこないということがあり、探しに行き連れて帰るといったことがあった。その日、責任感の重さから思わず泣き出してしまった」など。

○仕事につく前に言われたこと、思っていたことと実際の間ギャップがあった（7件）

「はじめは『子どもと楽しく遊べればそれでよい』『小学生だからなんでもできるだろう』『注意や指示は、言えば聞いてくれる』と思っていた。実際はすべて違った」「保育士の経験が生かせれば、と思って引き受けたが、自分の経験してきたこととは異なることが多く、悩んだ」「自分の子どもの頃は指導員のことを『遊んでくれるお兄さん、お姉さん』と思っていたが、実際に働いてみると、ただ遊んでいるだけではダメで、周りの子どもの様子や子ども同士の関係などにも目を配ることなどむずかしいことが多く、四苦八苦した」など。

○開設したばかりの時に常勤職員になった（5件）

「雇用されて即、『施設長』となった（正規が一人のため）」「保護者会運営で開設したばかりの学童保育だった。保護者と相談しながら手探りで保育内容を考えた」など。

○子どもとのかかわりで新たに気づいたり悩んだりすることがあった（25件）

・子どもとのかかわりに励まされた。「体当たりで子どもと接することで、子どもの気持ちに近づけることがうれしかった」「ケンカやトラブル、無断でクラブを抜ける子どもが続いて、

疲れ、『もうやめたい』と思ったとき、子どもに『なんで昨日は休んだ?』『絆創膏貼ってやるのか』などの何気ない言葉に元気をもらって続けられた」など。

- ・子どもとの対応が難しかったー「1年生から6年生までの年齢差のある子どもへ対応できるか不安だった」「あまり予備知識のないまま働きはじめた。子どもとのかかわりがこれほどむずかしいものだと想像していなかった。最初は何度もやめたいと思った」「子どもが児童クラブに通ってきている間になんらかの成果をみたいとあせった」など。
- ・子どもの気持ちに気づくことができ変わったー「子どもから『前はそういうやり方じゃなかった』と言われ、子どもの不安に気づいた。子どもに聞きながら仕事をして、高学年の女子とも信頼関係がつけられるようになった」など。

○保護者との関係で気づいたり悩んだりすることがあった（6件）

- ・保護者への対応に悩んだー「子どものケンカ、ケガへの対応、保護者への対応等から、この仕事の難しさを感じた」「新米指導員の自分を子どもや保護者がどう見ているかが気になり、子どもにも遠慮するようになってしまった。」など。
- ・保護者に励まされたー「保護者に何を話せばいいのか悩んだ。先輩指導員のアドバイスで少しずつ慣れることができた」「保護者（父母会）のエネルギーに驚くと同時にはげまされている」など。

○放課後児童指導員の入れ替わりが激しかった。（4件）

「最初、子ども（男の子）たちから『いつやめるん?』『(指導員として) みとめてないからな』と言われた（そのクラブは指導員が定着していなかった）」「公立から民営（指定管理）に移って、子どもたちを引き継いだ。子どもたちが、指導員全員が入れ替わったことに反発することもあって、子どもとの信頼関係を築くのに2年程かかった」など。

○放課後児童指導員間のことで悩んだり救われたりすることがあった（4件）

「新人の時、大ベテランの指導員がしていたことを同じようにやろうと思って精神的に追い込まれた」「長い歴史のある学童保育だったので、最初はその施設・設備環境の歴史に圧倒された。そこでの生活ルールを知り、確かめることに時間がかかった」など。

○その他（6件）省略

③ 放課後児童指導員の仕事を通じて学んだこと、必要と思う資質・技能など（75件）（内容によって分類したので、件数は回答人数より多い。）

○主に子どもとのかかわりの中で、子どもに気づかされた。（29件）

「保育中の子どものケガがきっかけで、「安全」に気がとられ、子どもをしぼりつけてしまったことの反省から、一人ひとりの声に耳をかたむけて、子どもと一緒に考えていくことを大切にするようになった」

「OBに再会した時、なつかしがってくれた。児童クラブの生活が思い出に残っていることを知って、（成果をあせらずに）子どもとともに生活をつくることの大切に気づかされた」「子ども同士の言動から学ぶ（気づく）気持ちになれて、子どもとの関係が深まった。子どもとも保護者とも、信頼関係は毎日の積み重ねのなかで築いていくものであると思っている」「新年度、上級生たちの1年生への『おーいしっかりしろよ』『まだ無理だよ』などの言葉に、その子自身がここで育て下級生の育ちを見つめていることを感じた」

「同僚が次々にやめることが続いたとき、子どもたちの不安そうな目を見て、『この子たちのそばに居続けることが必要なのではないか』と思った」「自分には苦手なことがあるが、それは子どもたちも同じで、それを認めあえたら前向きな気持ちになれることに気づいた」など。

○主に保護者とのかかわりの中で学んだ（10件）

「保護者が、自分が子どもと信頼関係をつくれるようになるまで自分の未熟さを見守り支えてくれた」「保護者の迎え（迎えが原則）の時に伝えあうこと、下校時の子どもの表情から子ども

の様子をくみ取ることを大切にしている。保護者と先輩指導員に支えられてきたと思う」「連絡帳の往復や保護者との話ができていると、子どもへの声かけやかかわり方を工夫することができ、トラブルを未然に防いだり本人や周りを安心させたりすることができるようになる」など。

○主に指導員間のかかわりの中で学んだ（4件）

「同僚の指導員が若い自分の提案を受け入れて保育に取り入れてくれていた」「先輩指導員のアドバイス、さまざまな研修から、『子どもの言動の背景に気づくこと』『子どものせいにはしたり、決めつけたりしないこと』の大切さを学んだ」「先輩指導員たちは、自分の相談にたっぷり付きあってくれ、実践にすぐ生かせるアドバイスをくれた」など。

○学んだこと全般にわたるもの（15件）

「親が子どもを思う気持ちと、保育の目線で子どもを見ている指導員と子ども自身の気持ちそれぞれ違うのが当然で、指導員も子どもの気持ちをすべて理解できているわけではない、と教えられた」

「保護者から、子どもへの対応が厳しすぎると苦情がきたとき、上司に、『苦情の声は宝だよ』と言われ、同僚や先輩が私の話を夜遅くまで聞いてくれ、『やめたい』という気持ちを克服できた。その子どもたちと自分を『おかあさん……あ』と言い間違えるほどの関係がつくれたことがとてもうれしかった」

「常勤指導員1人体制に異動した時、保育の中身をどう考え、実践していくのか悩んだ。3年生は（1、2年生を）引っ張っていく立場だと思い込んで子どもとかかわって、子どもがやめたがっていることを知らされ、ショックを受けたことがある。そのことから『子どもたちにとって行かせられる場所でなく、楽しく安心できる場にしていこう』と思った。子どもの様子だけでなく、指導員のかかわりの内容、思いも伝えて、保護者の気持ちを聞くことで『（指導員が）いるから安心』と言ってもらえる関係になれた」

「自分に子育ての経験がなく不安になることもあるが、同僚・先輩指導員と話しあうなかで、指導員の仕事を続けられると思えるようになる。子どもたちに人として生きていくための大事なことを、その時その場で伝え続ける大人でありたいと思っている」など。

○その他（17件）

「学童保育の二度の引っ越しを経験した。子どもたちの協力、保護者のパワー、学校と市の担当課の協力もあって、無事に引っ越せたことが心に残っている」

「失業・経済状態の悪化で、学童保育を休所・退所するという相談が増えた。保護者のことを知り、同じ目線に立って支援する必要がある」

「70人を超す人数になって、指導員が一人ひとりをしっかりともみれず、中途退所する子どもも増えた。環境を改善しようと保護者と取り組んで分離できた。子どもに落ち着きが戻ったなど。

④ 自己研鑽に役立った研修などの機会

- ・市（自治体主催）の研修会とその際の指導員間の交流
- ・地域の指導員組織の自主研修と交流
- ・保護者・指導員協働の研修会（地域及び全国の学童保育連絡協議会等）
- ・運営主体内の施設長会議や（複数の放課後児童クラブの）職員研修
- ・職場内のミーティングやカンファレンス（事例検討等）
- ・同僚間の協力（新しく勤めた同僚と、子ども・保護者のことをたくさん話し合う中で一緒に仕事を続けることができてい。等）
- ・先輩指導員のアドバイス（親身になって話を聞いてくれた。アドバイスをしてくれた。等）
- ・子どもの発達理解、子育て支援講座、工作、読み聞かせ、自然観察、遊びの実技など放課後児童クラブ以外のところで取り組まれているあらゆる学習機会（自分で学べるものを探して出かけて行った。等）

- ・保護者からのアドバイス、応援（保護者から「学んできなさい」といろいろな研修を紹介された。自分が子どもと信頼関係が結べるようになるまで保護者が見守って応援してくれていた。等）
- ・OBの子どもたちとの会話、交流（気づかされることがいろいろあった。等）

### （3）考察

① 「就業の経緯」では、54件の事例の中にこれだけ多様な実態があることに驚かされる。

「結婚後（育児が一段落した後など）自分の持つ資格を生かす仕事としての再就職先として選んだ」「幼稚園・保育園（主に臨時職員）からの転職」「自分の子どものために放課後児童クラブのつくり運動をしていてその中で決めた」「自分の子どもが通っていた放課後児童クラブから誘われた」は、主に女性の例である。「在学中に決めた」「（学校）卒業後の就職先として選択した」という事例は男女共通するが、「転職などの職探しの中で見つけた」は主に男性の事例だった。

② 「就業当初の状況」は、主に就業した最初の時期の印象を記述したものだが、いくつかの特徴が見られた。一つ目は、子どもについて、「最初は、見守りの仕事と思っていた」に代表される就業前の気持ちと、実際に常勤職員になった時の違いに気づいた例がある。なかには、「子どもと遊んでいるだけだったアルバイトから、正規職員になった初日、責任感の重さから、おもわず泣き出してしまった」という記述もあった。また、最初から子どもと一緒にいること自体が楽しかったという記述も見られた。なお、「子どもに『いつやめるの?』『いつまでいるの?』と言われたことが驚きだった」という事例などは、放課後児童指導員が定着していないというその放課後児童クラブの実態を子どもたちの言葉から知ることになった例である。

二つ目は、「保護者になにを話せばいいか、迷った」「子どものケガ、ケンカ、保護者への対応などから、この仕事の難しさを感じた」等にみられる、保護者との関係についての戸惑い・不安も記述されていた。また、「保護者と指導員の協力関係がとてもよかった」「（新米の自分を）保護者も子どもも『がんばれ』と応援してくれているのを感じた」という記述も見られた。

三つ目は、自分の能力や職場との関係である。「自分の力量に不安が生じた」「先輩指導員のように、子どもをひきつける能力・保護者との会話ができるか心配だった」など、仕事を始めてからそのことに気づく例が記述されている。なかには、「（教師をしていたので）すぐ評価の目で見ると、発達課題を追いかけるといふ今までの経験を邪魔に思うことがあった」「保育士の経験を生かせればと思っではじめたが、経験とは異なることが多く、悩んだ」という記述も見られた。また、職場環境や運営について、一つ目に記述したように「勤めはじめた頃、指導員が次々とかかわって職員体制も整っていなかった」ということや「父母会運営ということ自体を理解するのが難しかった」等というところからの出発を記述している事例もあった。

③ 「放課後児童指導員の仕事を通して学んだこと、必要と思う資質・技能など」は、大まかには、「子ども」「保護者（保護者組織）」「放課後児童指導員同士」からの学びと、その中から気づいた大切に思うことが記述されていた。

ここでは、「主に子どもとの関わりの中で、子どもに気づかされた」という記述が最も多く見られた。「子どもたちの言葉を聞くこと」「子ども同士の言動から学ぶ（気づく）気持ちになること」「毎日の積み重ねの中で信頼関係を築くこと」などと合わせて、「保育中の子どものケガがきっかけで、『安全』に気がとられ、子どもをしばりつけてしまったことの反省から、一人ひとりの声に耳をかたむけて、子どもと一緒に考えていくことを大切にするようになった」「同僚が次々にやめることが続いたとき、子どもたちの不安そうな目を見て、『この子たちのそばに居続けることが必要なのではないか』と思った」などと、子どもについての

気づきを自己の内省と結び付けて研鑽していく姿も記述されていた。なかには、「(自分の能力に不安でやめようと思ったが) 子どもの姿や一言に救われて仕事が続けられると思った」という記述がいくつか見られた。

「保護者(保護者組織)」については、要約には記述しきれなかったが、放課後児童指導員として保護者の視線が気になることから信頼関係を築けるようになるまでの過程が記述されているものが多かった。それらをまとめた記述としては、『親が子どもを思う気持ち』と『指導員の保育の目線』と『子ども自身の気持ち』がそれぞれ異なっていることを知って、わかりあえるようにすること」「指導員に必要な資質は『保護者の理解と協力が得られる』『子どもと一緒に楽しく遊べる』『子どもが大きくなった時、よいところだった、と思ってくれるようになる』こと」等という記述があった。なお、「保護者が、自分が子どもと信頼関係をつくれるようになるまで見守り支えてくれたこと(で自分を成長させてもらった)」という記述もあった。

「放課後児童指導員同士」のことで共通していたのは、「自分の子どもへのかかわり方を子ども・他の指導員と一緒に話しあって改善していくこと」「マニュアル通りにはいかない。変化に富んでいる。日々指導員同士のミーティングが大切だと思う」ということである。「先輩指導員たちは、自分の相談にたっぷり付きあってくれ、実践にすぐ生かせるアドバイスをくれた」のように、迷っているときに先輩指導員や同僚の支えによってその悩みを乗り越えられたという記述も多く見られた。

④ 「自己研鑽に役立った研修機会」については、「放課後児童指導員同士の協力、ミーティング、職場カンファレンス」が最も多く、放課後児童指導員同士の交流の中で励まされた、学んだという記述が多く見られた。また、この「わたしは指導員」の手記を書いた放課後児童指導員たちのほとんどが、自治体の研修、放課後児童指導員間で構成している自主研修組織の研修などの研修機会を積極的に活用して自己研鑽していることがうかがえた。

⑤ 抽出項目にはなかったが、集計の過程で「関連した記述の件数が多く放課後児童指導員に固有な課題が含まれているのではないか」と思われたので、「放課後児童指導員を辞めたいと思ったこと、放課後児童指導員を辞めていくことについての記述」を「参考(再録)」として【資料4】の末尾に再録した。

内容は、「3月から仕事に入った途端、それまでいた指導員が全員やめることがわかった。覚悟を決めて、4月に臨んだ」「勤め始めたころ、指導員が次々とかわって、職員体制も整わず、辞めていく子どもがたくさんいた」「同僚も次々にやめることが続いたとき、子どもたちの不安そうな目を見て、『この子たちのそばに居続けることが必要なのではないか』と思った」など、放課後児童指導員の入れ替わりの多さについてのものと、「あまり予備知識のないまま働きはじめた。子どもとのかかわりがこれほどむずかしいものだとは想像していなかった。最初は何度もやめたいと思った」「専任になった時の責任の重さから、一度退職したが、再度誘われて仕事を続けた」など、その仕事に臨む気持ちと実際との乖離についてのものがある。これらはいずれも、個々の放課後児童指導員の資質・技能の問題だけに還元できない、今日の放課後児童クラブが抱えている課題を反映していると考えられる。なお、今回取り上げた事例は、これを乗り越えることができた人たちのものであるが、そのことに共通しているのは、子ども・保護者・放課後児童指導員(同僚)とのかかわりの中から本人が気づき、学ぶことができ、自分自身を成長させていく中で信頼関係を築いていく姿である。そして、そのこと自体が放課後児童指導員としての仕事を継続させる力にもなっている。

#### 4 放課後児童指導員の現状と、自治体の放課後児童健全育成事業に関する研修

##### (1) 放課後児童指導員の現状－資格・任用、勤務等を中心に－

###### ① 放課後児童指導員の名称と資格

- a 指導員の名称は、1991年に国が「放課後児童対策事業」を開始した際に、「児童クラブ指導員」とされた（この間、厚生労働省が一時期「放課後ケアワーカー」という名称を用いた時期もあった）。1995年からは「放課後児童指導員」という名称が用いられ、放課後児童クラブが児童福祉法に法制化されて以降はこの「放課後児童指導員」が定着している。自治体の施策でも、「放課後児童指導員」の名称を用いているところが多い。
- b 資格については、「放課後児童健全育成事業等実施要綱」（文部科学省生涯学習政策局・厚生労働省雇用均等・児童家庭局連名通知、2007年）において、「本事業の実施に当たっては、遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）を配置し」「放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいこと」と規定されている。また、国の放課後児童クラブガイドライン（平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発第1019001号）には、「放課後児童クラブには、放課後児童指導員を配置すること。放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。（5. 職員体制）」と記述されている。

###### ② 放課後児童指導員の資格取得状況

放課後児童指導員の資格保有の割合は、保育士・幼稚園の教諭資格が31.2%、幼稚園以外の教諭資格が20.3%で全体の半数程度になる。さらに「児童福祉経験あり」や「その他38条」も含めると、7割以上になるが、他方で、「資格なし」は約3割である。なお、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第38条第2項4号」の規定については、第二種社会福祉法人の届け出をしていないところもあって、市区町村によって、放課後児童クラブをこの規定に該当させているところと該当させていないところがあることが推測される。

【放課後児童指導員の資格の状況（人）（2012年5月1日現在）】

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
保育士・幼稚園教諭	23,564 34.2%	24,699 33.4%	26,290 33.2%	26,957 32.6%	26,956 31.2%
幼稚園以外の教諭	13,259 19.2%	14,310 19.3%	15,410 19.5%	16,284 19.7%	17,538 20.3%
児童福祉経験有り	9,277 13.5%	10,565 14.3%	12,184 15.4%	13,628 16.5%	14,414 16.7%
その他38条	2,394 3.5%	2,692 3.6%	2,626 3.3%	2,441 2.9%	2,634 3.0%
資格なし	20,393 29.6%	21,706 29.4%	22,617 28.6%	23,376 28.3%	24,915 28.8%
計	68,887 100.0%	73,972 100.0%	79,127 100.0%	82,686 100.0%	86,457 100.0%

（資料）各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

③ 放課後児童クラブの規模と1クラブあたりの放課後児童指導員数

国の補助事業では、図表のように1施設あたりの児童数を区分して補助額を算定している。予算措置として、『放課後児童クラブ』において、望ましいとされる児童数が40人程度の人数規模への移行促進を図るため<sup>12</sup>、36～45人規模の放課後児童クラブに最も高い補助基準額が設定されていることになる。

1施設の児童数と補助額（2012年度予算：円）

児童数	年額
10～19人	1,096,000
20～35人	1,984,000
36～45人	3,191,000
46～55人	3,027,000
56～70人	2,862,000
71人以上	2,698,000

（厚生労働省資料より作成）

これらのことは、厚生労働省「放課後児童クラブガイドライン」（2007年）において、「放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。また、1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」と規定されていることに即したものである。

1クラブあたりの放課後児童指導員数は以下の通りである。

【1クラブあたりの放課後児童指導員数の状況（か所）】

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
1人	1,117 6.4%	1,000 5.4%	1,146 5.7%	1,116 5.4%	1,097 5.2%
2人	4,330 24.6%	4,541 24.6%	4,478 22.5%	4,570 22.2%	4,436 21.0%
3人	3,588 20.4%	3,679 19.9%	4,253 21.3%	4,241 20.6%	4,354 20.6%
4人	3,033 17.2%	3,221 17.4%	3,827 19.2%	3,955 19.3%	3,952 18.7%
5人以上	5,515 31.4%	6,038 32.7%	6,242 31.3%	6,679 32.5%	7,246 34.4%
計	17,583 100.0%	18,479 100.0%	19,946 100.0%	20,561 100.0%	21,085 100.0%

（資料）各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

④ 放課後児童指導員の勤務

a) 雇用形態と雇用関係など

放課後児童指導員の雇用形態についての例を下図に示す。なお、同一の呼び方であっても、実際の職業上の身分・待遇は多様である。例えば常勤職員については、「市区町村ではその身分に地方公務員・嘱託職員・非常勤職員の別がある」「運営委員会・NPO法人では運営委

<sup>12</sup> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国児童福祉主管課会議」資料、2010年2月25日、p.163



員会（実質は父母会の場合がある）・NPO法人等が雇用する職員が常勤職員とされる」「民間企業では常勤職員の中でも、企業内の雇用関係では正社員・一年契約の非常勤待遇などの別がある」等である。

【放課後児童指導員の雇用形態と雇用関係の例】

市区町村	常勤職員（身分上は、正規の公務員、嘱託職員、非常勤職員等）、非常勤職員、嘱託職員、アルバイト
運営委員会・NPO法人	常勤職員（正規職員と呼称されることが多い）、非常勤職員、アルバイト
民間企業	常勤職員（企業の正規職員）、非常勤職員、アルバイト

（財団法人児童健全育成推進財団と野中による自治体への聞き取り調査から作成）

b) 勤務時間と勤務形態

市区町村または運営主体によって、放課後児童指導員の勤務時間や勤務形態の設定の仕方が異なっている。勤務時間・勤務形態ごとの放課後児童クラブには次のような実態がある。

【放課後児童指導員の勤務形態の例】

全員が午前中からの勤務、専任指導員が複数勤務している
午前中は1人の専任指導員が勤務、午後は専任指導員が複数勤務している
午前・午後を通じて一人の専任指導員が勤務、午後は複数の非専任指導員が勤務に加わる
全員が午後から、専任指導員が複数、勤務している。
全員が午後から、1人の専任指導員と複数の非専任指導員の組み合わせによる勤務
全員が午後から、全員がローテーションによる勤務をしている
午前中から、一人体制で勤務している
午後から、一人体制で勤務している

（財団法人児童健全育成推進財団と野中による自治体への聞き取り調査から作成）

なお、「全員が交代で勤務」「1人の毎日勤務の専任指導員と毎日勤務ではない複数の指導員の組み合わせ」の放課後児童クラブでは、常勤職員の位置づけが曖昧になっていたり、放課後児童指導員が短時間勤務で入れ替わっていたりするため、子ども・保護者に継続的な支援をすることが困難になっている実態も報告されている。

c) 平均勤務年数

全数調査のデータはないが、以下に、国民生活センターによる調査結果を示す。

【放課後児童指導員の勤続年数（施設数）】

		1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～20年未満	20年以上	合計
	常勤	8 (0.8%)	89 (8.8%)	274 (27.0%)	354 (34.9%)	152 (15.0%)	138 (13.6%)	1,015
	公立公営	0 (0.0%)	3 (1.2%)	22 (8.8%)	19 (7.6%)	80 (32.1%)	125 (50.2%)	249
	公立民営	6 (1.0%)	54 (9.0%)	213 (35.4%)	284 (47.2%)	39 (6.5%)	6 (1.0%)	602
	民立民営	2 (1.2%)	32 (19.5%)	38 (23.8%)	51 (31.1%)	33 (20.1%)	7 (4.3%)	164
	非常勤	58 (6.5%)	378 (42.2%)	311 (34.7%)	124 (13.8%)	22 (2.5%)	3 (0.3%)	896
	公立公営	38 (16.6%)	110 (48.0%)	44 (19.2%)	32 (14.0%)	5 (2.2%)	0 (0.0%)	229
	公立民営	13 (2.4%)	199 (36.7%)	240 (44.3%)	74 (13.7%)	14 (2.6%)	2 (0.4%)	542
	民立民営	7 (5.6%)	69 (55.2%)	27 (21.6%)	18 (14.4%)	3 (2.4%)	1 (0.8%)	125

⑤ 放課後児童クラブの監督機関と運営体制

放課後児童クラブは、社会福祉法の中で第二種社会福祉事業に位置付けられており、事業を開始した場合には、都道府県知事への届け出が必要とされていることから、都道府県知事はこの事業に対する監督責任を負っている（社会福祉法第69条）。その内容は、①必要とする事項の報告を求め、調査することができる（社会福祉法第70条）、②事業を制限し、停止を命令することができる（同第72条）というものである。ただし、この第二種社会福祉事業の届け出は義務ではないため、実際には届け出をせずに事業を行っているところもある。

放課後児童クラブの実質的な監督は、市区町村が行っている。各市区町村は、条例・要綱などによって事業を監督しているが、市区町村の権限が及ぶ範囲は、公設公営、委託・指定管理・補助など何らかの形で公費が支出される事業に限られるため、市区町村からの公費支出によらずに事業を行っている放課後児童クラブには、市区町村の監督は及んでいない。監督する担当部署も、「福祉」関連部署、「教育」関連部署、「子育て支援」関連部署等と市区町村によってまちまちである。

なお、2012年8月に子ども・子育て関連三法が公布され、放課後児童クラブについて監督事項に関する改正が行われている<sup>13</sup>。

運営主体における放課後児童指導員に関する任用や職制に関する規定は、統一されたものがなく、運営主体ごとに異なっているのが実情である。なお、職制については、統計的な資料はないが、主任指導員・一般指導員など役職による責任体制を、定めているところと定めていないところがある。財団法人児童健全育成推進財団と野中による自治体への聞き取り調査によると、放課後児童クラブの職場内に主任放課後児童指導員などの責任体制を定めていないところは、市区町村の直営で、主に嘱託職員・非常勤職員によって運営されているところや地域運営委員会・NPO法人が運営する放課後児童クラブに多く見られた。

<sup>13</sup> 監督事項に係る変更点は以下の通りである。【設備及び運営の基準】質の底上げを図ることを目的として、設備及び運営に関し、国で省令を定め、これを踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとした。（改正後の児童福祉法第34条の8の2）／【市町村の関与】市町村が条例で定める基準の遵守を担保するため、国・都道府県・市町村以外の者から市町村に対し、事業内容等について事業開始前に届け出させるとともに、市町村は報告聴取や検査等ができることとした。（改正後の児童福祉法第34条の8、第34条の3）／【市町村の情報収集】市町村は、子育て支援事業を行う者から必要な情報を収集し、利用状況を正確に把握する必要があることから、情報収集について法律上明記するとともに、その実効性を担保するため、子育て支援事業を行う者の協力についても併せて規定した。（改正後の児童福祉法第21条の11）／【計画等】市町村は、「地域子ども・子育て支援事業計画」に事業の提供体制の確保の内容等を定めるとともに、事業を総合的かつ計画的に実施する責務を有することとした。（子ども・子育て支援法第3条、第59条、第61条）（「全国厚生労働部局長会議資料」雇用均等・児童家庭局重点事項、2013年2月20日より一部抜粋）

## (2) 放課後児童指導員の研修

放課後児童指導員の現任研修については、「放課後児童クラブガイドライン」(2007年)の「12 事業内容等の向上について」において、「(1) 放課後児童指導員の資質の向上のため積極的に研修を実施し、または受講させること。(2) 放課後児童クラブは、事業内容について定期的に自己点検する機会を持ち、自ら事業内容向上に向けた取り組みに努めること」と規定されている。

国の予算の中には、「放課後児童指導員等資質向上事業費」(実施主体：都道府県・指定都市・中核市)があり、2013年度予算で1箇所あたり88万円が計上されている<sup>14</sup>。2012年の厚生労働省の調査結果によると、研修の機会のある放課後児童クラブの割合は97.3%である。

本研究では、分担研究者本人(野中)が所属する財団法人児童健全育成推進財団の協力を得て、都道府県・政令市・中核市が行った研修の内容を聞き取り、その内容を課目別に分類してみた。内容が同じと思われるものをまとめて共通する課目として分類した結果、以下のようになった。

講 義	発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援	事業理解の基礎(児童福祉概論、放課後児童クラブの制度概要など)
	子どもの発達の理解(児童発達理論)	事故や怪我の防止と対応
	遊びの支援、仲間づくり	防災・防犯対策
	保護者への支援と連携	健康・衛生管理
	子どもの人権と指導員の倫理	学校・地域・関係機関との連携
	いじめや虐待への対応	職場運営におけるチームワーク
	子どもの生活面の援助(おやつ・宿題等)	来所・帰宅時の安全の確保
	苦情・要望への対応	家庭における養育状況の理解
	個人情報の取扱とプライバシーの保護	
演 習 実 習	集団援助活動(グループワーク)	個別援助活動(ケースワーク)
	地域福祉活動(コミュニティーワーク)	ゲーム・遊び、表現活動(ダンス、創作活動、劇など)
	実習	

「発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援」「事業理解の基礎(児童福祉概論、放課後児童クラブの制度概要など)」「子どもの発達の理解(児童発達理論など)」「事故や怪我の防止と対応」などと、初任者向けの事業理解に関すること、実際の運営にあたって切実な課題となっていることが多く取り入れられており、全体を見ると、研修科目自体には放課後児童指導員に求められる知識や技能がほぼ取り入れられていることがわかった。

なお、「発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援」についての研修希望が多いということも聞き取れた。このことから、このテーマが放課後児童クラブの現場で切実な課題になっていることをうかがい知ることができる。

課題は、これらの科目がまだ、一人ひとりの放課後児童指導員にとって系統的に学べるもの

<sup>14</sup> 「全国厚生労働部局長会議資料」雇用均等・児童家庭局重点事項、2013年2月20日

として行われてはいないということである。また、研修自体が体系化されていないことも課題としてあげられる。

今後は、より詳しい研修実態の調査を行い、その内容を分析し、一人ひとりの放課後児童指導員が系統的に学べるように研修内容を体系化するとともに、その研修をすべての放課後児童指導員が受講できるようにしていくことが求められる。

なお、本研究としての調査は行わなかったが、放課後児童指導員の記録からは、様々な自主研修や事業内容を交流する機会が設けられていることがうかがえた。その中で共通に記述されていたことは、放課後児童指導員同士の実践の発表と意見交換・交流から学んだり刺激を受けたりすることが多くあったということである。

今後は、自治体が主催する研修の場合でも、研修の場における放課後児童指導員同士の実践の発表と意見交換・交流を積極的に取り入れるとともに、放課後児童クラブ・放課後児童指導員等が取り組む自主研修への支援をしていくことも望まれる<sup>15</sup>。

<sup>15</sup> 本稿Ⅱ 3 「放課後児童指導員は自分自身にどのような資質・技能を必要と考えているか」参照

## 5 「児童の遊びを指導する者」（「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第38条）の規定についての考察

放課後児童指導員の資格について、国は、「放課後児童クラブガイドライン」（前掲）で、「放課後児童クラブは、放課後児童指導員を配置すること。放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい」と記述している<sup>16</sup>。また、「放課後児童健全育成事業等実施要綱」（前掲）の「4 運営」では、「（1）本事業の実施に当たっては、遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）を配置し、放課後児童を受け入れるものであること。」「（2）放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいこと。」とされている。

実際の放課後児童指導員の資格取得状況は、厚生労働省の調査（2012年5月1日現在）によれば、第38条2項2号・5号に該当する「保育士、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校の教諭」が全体の51.5%を占めている。「福祉経験有り」「その他38条」（第38条2項1号・3号・4号・6号が該当）を含めた「児童の遊びを指導する者」（第38条）の有資格者は、71.2%にのぼっている<sup>17</sup>。

このように、放課後児童指導員については、国の方針も「児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい」としており、実際に7割を超える放課後児童指導員がその資格を有していることから、今後、放課後児童クラブの質の向上に資する放課後児童指導員の資格・技能と資格のあり方を考える際には、この「児童の遊びを指導する者」（第38条）を検討する必要があると考えられる。以下、「児童の遊びを指導する者」（第38条）の規程について考察する。

### 1) 「児童の遊びを指導する者」の規定の内容と改正の経過

① 「児童の遊びを指導する者」の現在の規定は以下の通りである。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第6章児童厚生施設  
第38条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。  
2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する職員でなければならない。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による高等教育もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の家  
庭による12年の学校教育を修了した者（通常のカリキュラム以外によりこれに相当する学校終了をした者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した場合であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- 五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育

<sup>16</sup> この放課後児童クラブガイドラインの通知は、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第245号の4第1項に規定する技術的な援助にあたるものである。」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「放課後児童クラブガイドラインについて」雇児発第1019001号）とされている。

<sup>17</sup> II 4（1）②「放課後児童指導員の資格取得状況」参照

学校の教諭となる資格を有する者

六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）が適当と認めたもの

- イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を収めて卒業した者
- ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を収めて卒業した者

なお、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」における「児童福祉施設における職員の一般要件」は、次のように定められている。

（児童福祉施設における職員の一般要件）

第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上）

第七条の二 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」平成23年12月厚生省令63号

② この「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」は、1948年（昭和23年）に制定された「児童福祉施設最低基準」から継続されてきたものである<sup>18</sup>。当初の条文は次のとおりであった。

（職員）

第六十一条 児童厚生施設には、児童厚生員（児童厚生施設において、児童の遊びを指導する者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

<sup>18</sup> 2011（平成23）年10月、「児童福祉施設最低基準」が「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改正された。児童厚生施設の職員について規定している第38条は「従うべき基準」とされている。

2 前項の児童厚生員の資格は、左の各号の一に該当する者でなければならない。

- 一 寮母の資格（第四十四条）を有する者
  - 二 児童厚生事業に関し、特別の学識経験を有する者であつて、都道府県知事において適当と認定した者
- 「児童福祉施設最低基準第六章児童厚生施設」（昭和 23 年 12 月）

当時の「児童福祉施設最低基準」における「児童福祉施設における職員の一般要件」は、次のように定められていた。

（児童福祉施設における職員の一般要件）

第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上）

第七条の二 児童福祉施設の職員は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

「児童福祉施設最低基準」（昭和 23 年 12 月）

その後、第 38 条の中の、「児童厚生事業に関し、特別の学識経験を有する者」の記述については、1980 年（昭和 55 年）の通知<sup>19</sup>でつぎのように規定され、この内容が 1998 年（平成 10 年）に条文に反映された。

- 1 男子であつて、保母資格を有する者
- 2 学校教育法に基づく大学において心理学、教育学、社会学（社会福祉学を含む。）児童学、芸術学、文化学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 3 学校教育法の規定により小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭となる資格を有する者

（昭和 55 年 5 月 31 日付児育第 17 号育成課長通知）

児童厚生員の資格要件の一つとされていた「寮母の資格」（第四十四条）は、「児童福祉施設最低基準」ではつぎのように規定されていた。

（寮母の資格）

第四十四条 寮母は、左の各号一に該当する者でなければならない。

- 一 主務大臣の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保母の資格を有する者
- 三 学校教育法の規定による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による一二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部大臣がこ

<sup>19</sup>厚生省児童家庭局育成課編「児童健全育成ハンドブック（昭和 60 年版）」P39（株）日本児童福祉協会刊による。

れと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

児童福祉施設最低基準 第四章 母子寮 第四十四条

このことから、児童厚生員の規定は、保母(当時)の資格と2年以上の従事経験を内容とした「寮母の資格」の内容と、教諭の資格・高等教育における一般教育科目に相当する学科(主に人文学科系)の修了を内容とした「特別に学識経験のある者」の具体例を列挙するものとなってきたことがわかる<sup>20</sup>。

- ③ その後、この規定は、以下のような改正経過を経て現在に至っている<sup>21</sup>。改正時の条文の一覧は【資料5】に示した。
- 1995年(平成7年) 38条(この時点で61条は31条に改正されている)第2項の1号資格について、「寮母」から「母子指導員」に名称変更した。
  - 1998年(平成10年)資格の名称としての「児童厚生員」から、「児童の遊びを指導する者」の規定に変更した。／第2項の2号資格についての「児童厚生事業に関する特別の学識経験」の内容を、1980年(昭和55年)の育成課長通知の内容に沿って明確化した。／都道府県知事の認定から児童厚生施設の設置者の認定へ変更した。
  - 2000年(平成12年)第2項の2号資格に「中等教育学校<sup>22</sup>の教諭」を追加した。
  - 2002年(平成14年)第2項第2号の資格に大学院への飛び級編入の資格を追加した。
  - 2005年(平成17年)第2項第1号(「地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者」)を新設した。／「母子指導員」の記述を改めて、その内容を、第2号「保育士の資格を有する者」、第3号「学校教育法の規定による高等教育もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の家による12年の学校教育を修了した者(通常の家以外によりこれに相当する学校終了をした者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した場合であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの」として新設した。／第2項第5号に、大学院卒・外国の大学院卒を新設した。
  - 2006年(平成18年)第2項第2号の認定機関に、児童相談所設置市の市長を新設した。
  - 2011年(平成23年)第2項第4号に、「社会福祉士」を新設した。

この期間の改正の中で最も大きなものは、1998年(平成10年)に行われた、資格の名称としての「児童厚生員」を「児童の遊びを指導する者」の規定に変更したことである。この改正については、以下の経緯があった。

○ 平成10年1月30日(厚生大臣からの中央児童福祉審議会への諮問書)

「児童福祉施設最低基準に関し、児童福祉法の改正及び児童福祉施設を取り巻く環境変化等を踏まえ、見直すこと。」として、児童厚生施設について、「都道府県知事(指定都市にあっては市長)の権限である児童厚生員の認定について、市町村長も認定者に加えると

<sup>20</sup> 当時の大学設置基準における一般教育科目は、「人文科学系が哲学、倫理学、歴史、文学、音楽、美術、社会科学系が法学、社会学、政治学、経済学であり、心理学、統計学等は各大学で定める、とされていた」(吉田文『大学と教養教育 戦後日本における模索』p90の図表より作成、岩波書店、2013年3月)なお、外国語と体育は共通科目。

<sup>21</sup> 1995年(平成7年)以後の改正を記述した。

<sup>22</sup> 中学校等における教育(前期中等教育)と高等学校等における教育(後期中等教育)を一貫して行うシステム(一般に中高一貫教育)を取る学校。



ともに、『児童厚生員』を『児童の遊びを指導する者』にすること。また児童の遊びを指導する者の認定基準を明確にすること（第38条）が諮問され<sup>23</sup>、同日、これを了承する中央児童福祉審議会の答申が出された（「厚生省発児第7号 平成10年1月30日」）。

○ 平成10年2月18日 改正

「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令並びに児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の施工について」において、「下記事項に留意のうえ、その運用に遺憾なきを期されたい。」として、「(5) 児童厚生施設 都道府県知事（指定都市にあつては市長）の権限である児童厚生員の認定について、市町村長も認定者に加えるとともに、『児童厚生員』を『児童の遊びを指導する者』にすること。また、児童の遊びを指導する者の基準を明確にすること（第38条関係）」が通知された。（平成10年2月18日 厚生省大臣官房障害福祉部長 児童家庭局長 通知）

- ④ 以上の経過をふまえて、「児童の遊びを指導する者」の規定を読むと、この職業が、児童福祉法最低基準制定当時の児童福祉事業に熱意のある者が一定の経験を積みばできると思われていたことから、その内容を具体的に精査する過程で、高等教育（大学・大学院、短期大学）の一定の科目を修めたもの、または保育士・教諭、社会福祉士など子どもの心理・発達の理解と教育・支援の技法を修める必要があるとされており、1998年以後はさらに基準内容の充実が図られてきたことが読み取れる。

この基準内容の推移は、児童福祉施設における職員の一般的な資格要件が、「健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者」（児童福祉施設最低基準第一章総則 第八条）から「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え<sup>24</sup>、児童福祉事業に熱意のある者」（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第七条）に改訂されてきた経緯と軌を一にするものである。

なお、「寮母の資格」を引き継いだ「第2項第4号」については、この第38条第2項の求める資質の4号以外のすべてが「保育士・教諭、社会福祉士などの資格を有する者、または高等教育（大学・大学院、短期大学）の一定の科目を修めた者」とされてきていること、現在の高等学校・大学の進学率が制定当時の状況と大きく変わっていること<sup>25</sup>、児童福祉事業の従事形態も変化してきている（Ⅱ4参照）こと等を考慮して、適用にあたっては、継続的に従事している就業実態と研修機会があること等、一定の条件を加味することを望ましいとする等の工夫をすることが必要となっている。

<sup>23</sup> この諮問書に先立って行われた、地方分権推進委員会の勧告では、「児童厚生施設の児童厚生員」について、「省令に規定する児童厚生員の職務上の名称に関する規定は廃止し、児童福祉施設の専門的職員は、一定の資格を有する者若しくはこれに準ずるものとして児童厚生施設設置者が適当と認めた者でなければならないこととする」と記述されている。（1997年<平成9年>7月8日 地方分権推進委員会第2次勧告 地方分権推進委員会）

<sup>24</sup> 「豊かな人間性と倫理観」は個人としての特性としてではなく職業として習得すべきこととしてとらえる必要がある。保育所保育指針（平成23年3月28日 厚生労働省告示第141号）は、「保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断を持って、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に関する指導を行う者である」「子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性、並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤になること」と述べている。また、大学における教養教育について、中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育の在り方について」（平成14年）は、「幅広い視野から物を捉える能力」「高い倫理性に裏打ちされた的確な判断を行う能力」とともに、「専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考法」の習得や「人間としての在り方や生き方に関する深い洞察」を培うことも重要だと述べている。なお、子どもの育成・支援に携わる者が職業として修得すべき教養教育、教養教育と専門教育との関わりについて検討する際に必要となる大学教育における専門教育・一般教育・教養教育についての最近の研究成果には、日本学術会議の「提言『21世紀の教養と教養教育』2010年」がある。

<sup>25</sup> 高等学校の進学率は、児童福祉法制定後の1950（昭和25）年で42.5%、「都市児童健全育成事業」開始時期の1976（昭和51）年で92.6%、大学・短期大学の進学率は、1950（昭和25）年で30.3%、1976（昭和51）年で33.9%だった。なお、2012（平成24）年では、高等学校98.3%（通信制課程を除くと96.4%）、大学・短期大学56.2%（通信制課程を除くと53.5%）である。（1983<昭和58>年までは通信制課程は集計されていない）総務省統計局資料による。

## (2) 「児童の遊びを指導する者」の規定と放課後児童指導員の資質・技能

これまでの考察結果をふまえて、「児童の遊びを指導する者」の規定と放課後児童クラブ指導員の資質・技能との関係を考察する。

① II 1～4の結果から放課後児童指導員に求められる資質・技能を要約すると、以下のようになる。

- a) 子どもが小学校に通う期間（6歳～12歳、児童期）に、子どもの身近にいて、その育成・支援を行う放課後児童指導員には、子どもから信頼される存在となり得る豊かな人間性と倫理観を備えた教養が求められる。
- b) 児童期の子どもの「遊び及び生活」の理解と「保護者が就労により昼間家庭にいない、疾病、介護などにより昼間家庭での養育ができない」家庭への理解に基づいた、放課後児童クラブにおける子どもの育成・支援を行う知識（理論）と技能（実際）が求められる。
- c) 常に自己研鑽に努め、放課後児童指導員と子ども・保護者との信頼関係を築くと共に、放課後児童指導員同士の信頼関係を形成して、地域の子育てに関わる機関や人々からも認められる存在となることが求められる。

② 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の「児童福祉施設における職員の一般要件」を示した第7条は、「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者」であって「できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」が児童福祉施設における職員の一般的要件であるとしている。この文の「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者」と「できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」との関係については、並列あるいはどちらか一方を満たせばよいという関係ではなく、文章通りに「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者」（前提の必要要件）であって、「できる限り」（そのなかで最大限の努力をして）「児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」を求めていると解釈すべきである。（カッコ内の記述は野中による補足）

この点を考慮して、「児童の遊びを指導する者（第38条）」とこの項のはじめに述べた放課後児童指導員に求められる資質・技能との関係を見てみると、「児童の遊びを指導する者（第38条）」の規定は、放課後児童指導員の資質要件を満たしているが、放課後児童クラブに関する具体的な理論・技能を事前に修得するようにはなっていないといえることができる。

本研究の目的は、今後どのようにして放課後児童指導員の資質・技能の向上を図るかということにあるので、放課後児童クラブが置かれている状況と照らし合わせて、この問題を検討する。

③ 需要と供給の関係からみると、今後も放課後児童クラブ自体が増え続けることが予想されることから、放課後児童指導員も需要の増加が続くことが予想される。このことは、即時に放課後児童指導員として従事できる人材を確保しながら、その資質・技能の向上を図らなければならない状況が続くと予想されるということでもある。

供給を急いで、資質要件を軽視したり初歩的な技能の習得のみを採用条件としたりすることは、育成・支援の質の低下を招くことになるので避けるべきである。

この場合、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の「児童福祉施設における職員の一般要件」に即して考えると、放課後児童指導員の資質要件を満たしている者（現時点では「児童の遊びを指導する者」の有資格者）を中心に供給を確保しつつ、採用後、確実に「放課後児童クラブに関する具体的な理論・技能を修得」できる研修・職場環境等を整えること

が、堅実な方策であるということが出来る。

この場合、研修については、「都道府県・市区町村が行う研修を、一人ひとりの放課後児童指導員が系統的に学ぶことができるように体系化することや、運営主体・放課後児童指導員等が行う自主研修への支援を行う」、職場環境からみた放課後児童指導委員の職場体制については、「放課後児童指導員が、現場における業務遂行上の判断と実行に責任を持つと同時にその結果を共有してお互いの研鑽に役立てられる体制を整えるために、主任放課後児童指導員（仮称）を置くこと」などのことが考えられる。

なお、放課後児童指導員の資質と技能の双方を専門教育によって養成することの可能性については、放課後児童クラブの運営内容・子どもの育成支援の内容の体系化<sup>26</sup>、養成された人材が将来に見通しを持って就業できる職場環境の確保、等の前提条件を整えながら検討を進める必要がある。将来、放課後児童クラブにおける子どもの育成・支援の内容の体系化（研修の体系化）が進み、主任放課後児童指導員（仮称）などの制度が効果的に機能するなどのことができれば、高等教育において指導的立場の放課後児童指導員を養成する専門教育を設けるなどの方策が開けてくることも考えられる。この点については、現時点では様々な角度からの研究課題とすべき段階であると考えられる。

④ ①②③とこれまでの考察から、今後、放課後児童指導員の資質・技能の向上を図るためには、次のことが必要だと考える。

- a) 放課後児童指導員の資格要件については、「児童の遊びを指導する者(第38条)」の規定を次のように適用すること。
  - i 放課後児童指導員は「児童の遊びを指導する者(第38条)」の資格を有するものとする。

第38条は、一定の要件（「高等学校、中等教育学校を卒業した者、及び学校教育法の規定による大学を卒業した者であつて六の規定に該当しない者」）を備えた者であれば、資格のない状態から事業に従事しつつ有資格者になる道を設定している。それは、第2項4号に、「4号の規定で対象にして者は、資格のない状態から従事して2年の経験を積みば有資格者になれる」とする規定を含んでいるので、第38条の規定を適用する場合は、4号の規定で対象にしている無資格者を2年間、放課後児童指導員として受け入れる必要が生じてくるからである。従って、「放課後児童指導員は『児童の遊びを指導する者(第38条)』の資格を有するものとする」としたことは、第38条第2項4号の規定で対象にしている者が資格取得前に放課後児童指導員として就業することを妨げるものではない。

なお、第38条の中に第2項4号があることを持って「放課後児童指導員は『児童の遊びを指導する者(第38条)』の資格を有するものが望ましい」と表記する場合は、「望ましい」とする内容が「第38条第2項4号の規定で対象にしている者」を示していることを明示する必要がある。
  - ii 第38条第2項4号の該当者が、「児童の遊びを指導する者(38条)」の資格を取得する場合は、放課後児童クラブでの放課後児童指導員の勤務形態が多様化していることを考慮して、常勤職員として継続的に従事している就業実態があること（例えば、放課後児童クラブでの勤務が、年間を通じて週3日以上・週18時間以上を常態としている者等）を目安とすること。また、2年の期間内に市区町村、都道府県等が行う放課後児童クラブに関する初任者研修を受講しておくこと。
  - iii この規定の適用にあたっては、放課後児童クラブが第38条第2項4号にある「児童福祉事業」に該当するものであることを明確にする必要があることから、市区町村は運営主

<sup>26</sup>「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」（前掲）は、そのための検討素材となり得るものである。

体に第二種社会福祉事業の届け出をするように指導すること。

b) 主任放課後児童指導員（仮称）の配置

放課後児童クラブにおいて、放課後児童指導員が、現場における業務遂行上の判断と実行に責任を持てるようにすると同時に、その結果を共有してお互いの研鑽に役立て、放課後児童指導員としての資質・技能の向上を図ることのできる体制を整えるために、主任放課後児童指導員（仮称）を置くこと。

c) 研修の充実・改善について

都道府県、市区町村は、系統的な「放課後児童指導員初任者研修…1～2年」「放課後児童指導員経験者研修…3年以上」などを実施することによって、一人ひとりの放課後児童指導員が系統的に学べるように研修内容を体系化すると共に、その研修をすべての放課後児童指導員が受講できるようにしていくこと。あわせて、放課後児童クラブの運営主体や放課後児童指導員・保護者が行う自主研修への支援を行うこと。

なお、本研究が自治体の研修や放課後児童指導員・保護者等による自主研修などを参照して作成した「放課後児童指導員初任者研修（1～2年）」（案）を【資料6】に示した。

d) 以下の、放課後児童クラブの環境条件・放課後児童指導員の勤務条件等について配慮すること<sup>27</sup>。

- i 放課後児童クラブにおける集団の規模を、放課後児童指導員と子どもが信頼関係を結べ、なおかつ子ども自身がお互いを生活のメンバーとして知りあい認めあえる規模として、おおむね40人程度までとすること。
- ii 放課後児童クラブにおける放課後児童指導員の配置・勤務に関する体制を、以下のよう  
に整えること。
  - ・安全面への配慮や事業の円滑な運営のために、常時複数配置する。
  - ・放課後児童指導員は、専任の職員として配置する。
  - ・子どもとの安定的な関わりが継続できるようにするために、放課後児童指導員の長期的に安定した雇用を確保する。
  - ・放課後児童指導員の勤務時間については、開所時間の前後に必要な準備時間を設けることとして設定する。

(3) 補足—「児童の遊びを指導する者」の名称について

この資格は、前項で概括したように、1998年（平成10年）に「児童厚生員」を廃止して「児童の遊びを指導する者」の規定に変更されて現在に至っている。1948年の基準制定当初から、「児童厚生員（児童厚生施設において児童の遊びを指導する者をいう）」とされているので、この変更によっても既定の内容自体に変わりがないことはうなずけるが、「児童の遊びを指導する者」という規定の名称自体が、今日の児童厚生施設の事業内容を適正に反映しているかという点でみると、検討の余地があると思う。

たとえば、放課後児童クラブについてみると、その事業は「小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を

<sup>27</sup> 【改訂版放課後児童クラブガイドライン】（前掲）1(4)対象児童の規模、4(1)職員体制 による。

与えて、その健全な育成を図る事業をいう」(児童福祉法第6条の3第2項)とされており、事業自体が「遊びを指導すること」のみとされているわけではないので、「改訂版 放課後児童クラブガイドライン」(前掲)では、放課後児童指導員の役割を総称して「(放課後児童クラブに通う)子どもの育成・支援」と表現している。

また国は、2011年3月に「児童館ガイドライン<sup>28</sup>」を発出している。これによれば、児童館の機能・役割は、「(子どもの)発達増進」「日常生活の支援」「問題の発生予防・早期発見と対応」「子育て家庭への支援」「地域組織活動の育成」とされ、職員の職務内容については、

- ①子どもの育ちと地域の子育てに関する実態を把握する。
- ②子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人一人と子ども集団の自治的な成長を支援する。
- ③発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。
- ④地域の子どもの活動や、子育て支援の取り組みを行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備する。
- ⑤児童虐待防止の観点から早期発見に努め、対応・支援については市区町村や児童相談所と協力する。
- ⑥子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な支援ができるようにする。

とされており、その内容は「遊びを指導すること」にとどまっていない。

これらのことから、今後、この規定の名称を、今日の事業内容を適切に表現するものとして、「児童厚生士あるいは児童厚生員」(または「児童育成・支援士あるいは児童育成・支援員」)などに変更することも検討する必要があると考えられる。

<sup>28</sup> 「児童館ガイドライン」平成23年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(雇児発 0331 第9号)

### Ⅲ 放課後児童指導員に求められる資質・技能と資格（結論）

#### 1、放課後児童指導員に求められる資質・技能

今回の調査研究で明らかにされた放課後児童指導員に求められる資質・技能は、以下のよう  
に要約される。

- (1) 子どもが小学校に通う期間（6歳～12歳、児童期）に、子どもの身近にいて、その育成・支援を行う放課後児童指導員には、子どもから信頼される存在となり得る豊かな人間性と倫理観を備えた教養が求められる。
- (2) 児童期の子どもの「遊び及び生活」の理解と「保護者が就労により昼間家庭にいない、疾病、介護などにより昼間家庭での養育ができない」家庭への理解に基づいた、放課後児童クラブにおける子どもの育成・支援を行う知識（理論）と技能（実際）が求められる。
- (3) 常に自己研鑽に努め、放課後児童指導員と子ども・保護者との信頼関係を築くと共に、放課後児童指導員同士の信頼関係を形成して、地域の子育てに関わる機関や人々からも認められる存在となることが求められる。

#### 2、放課後児童指導員の資格と資質・技能の向上を図ることについて（提言）

今後、放課後児童指導員の資質・技能の向上を図るためには次のことが必要だと考える。

- (1) 放課後児童指導員の資格要件については、「児童の遊びを指導する者(第38条)」の規定を次のように適用する。

- ① 放課後児童指導員は「児童の遊びを指導する者(第38条)」の資格を有するものとする。

第38条は、一定の要件（「高等学校、中等教育学校を卒業した者、及び学校教育法の規定による大学を卒業した者であつて六の規定に該当しない者」）を備えた者であれば、資格のない状態から事業に従事しつつ有資格者になる道を設けている。それは、第2項4号に、「4号の規定で対象にして者は、資格のない状態から従事して2年の経験を積みば有資格者になれる」とする規定を含んでいるので、第38条の規定を適用する場合は、4号の規定で対象にしている無資格者を2年間、放課後児童指導員として受け入れる必要が生じてくるからである。従つて、「放課後児童指導員は『児童の遊びを指導する者(第38条)』の資格を有するものとする」としたことは、第38条第2項4号の規定で対象にしている者が資格取得前に放課後児童指導員として就業することを妨げるものではない。

なお、第38条の中に第2項4号があることを持つて「放課後児童指導員は『児童の遊びを指導する者(第38条)』の資格を有するものが望ましい」と表記する場合は、「望ましい」とする内容が「第38条第2項4号の規定で対象にしている者」を示していることを明示する必要がある。

- ② 第38条第2項4号の該当者が、「児童の遊びを指導する者(38条)」の資格を取得する場合は、放課後児童クラブでの放課後児童指導員の勤務形態が多様化していることを考慮して、常勤職員として継続的に従事している就業実態があること（例えば、放課後児童クラブでの勤務が、年間を通じて週3日以上・週18時間以上を常態としている者等）を目安とすること。また、2年の期間内に市区町村、都道府県等が行う放課後児童クラブに関する初任者研修を受講しておくこと。

- ③ この規定の適用にあたっては、放課後児童クラブが第38条第2項4号にある「児童福祉事業」に該当するものであることを明確にする必要があることから、市区町村は運営主体に第二種社会福祉事業の届け出をするように指導すること。

(2) 主任放課後児童指導員（仮称）の配置

放課後児童クラブにおいて、放課後児童指導員が、現場における業務遂行上の判断と実行に責任を持てるようにすると同時に、その結果を共有してお互いの研鑽に役立て、放課後児童指導員としての資質・技能の向上を図ることのできる体制を整えるために、主任放課後児童指導員（仮称）を置くこと。

(3) 研修の充実・改善について

都道府県、市区町村が系統的な「初任放課後児童指導員研修…1～2年目」「放課後児童指導員経験者研修…3年以上」などを実施することによって、一人ひとりの放課後児童指導員が系統的に学べるように研修内容を体系化すると共に、その研修をすべての放課後児童指導員が受講できるようにしていくこと。

(4) 以下の、放課後児童クラブの環境条件・放課後児童指導員の勤務条件等について配慮すること。

- ① 放課後児童クラブにおける集団の規模を、放課後児童指導員と子どもが信頼関係を結べ、なおかつ子ども自身がお互いを生活のメンバーとして知りあい認めあえる規模として、おおむね40人程度までとすること。
- ② 放課後児童クラブにおける放課後児童指導員の配置・勤務に関する体制を、以下のよう  
に整えること。
  - ・安全面への配慮や事業の円滑な運営のために、常時複数配置する。
  - ・放課後児童指導員は、専任の職員として配置する。
  - ・子どもとの安定的な関わりが継続できるようにするために、放課後児童指導員の長期的に安定した雇用を確保する。
  - ・放課後児童指導員の勤務時間については、開所時間の前後に必要な準備時間を設けることとして設定する。

3 補足—「児童の遊びを指導する者」の名称について

この資格は、1998年（平成10年）に「児童厚生員」を廃止して、「児童の遊びを指導する者」の規定に変更されて現在に至っている。1948年の基準制定当初から、「児童厚生員（児童厚生施設において児童の遊びを指導する者をいう）」とされているので、この変更によっても既定の内容自体に変わりがないことはいずれもが、「児童の遊びを指導する者」という規定の名称自体が今日の児童厚生施設の事業内容を適正に反映しているかという点でみると検討の余地があると思う。

たとえば、放課後児童クラブについてみると、その事業は「小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」（児童福祉法第6条の3第2項）とされており、事業自体が「遊びを指導すること」のみとされているわけではないので、「改訂版 放課後児童クラブガイドライン」（前掲）では、放課後児童指導員の役割を総称して「（放課後児童クラブに通う）子どもの育成・支援」と表現している。

また国は、2011年3月に「児童館ガイドライン」を発出している。これによれば、児童館の

機能・役割は、「(子どもの) 発達増進」「日常生活の支援」「問題の発生予防・早期発見と対応」「子育て家庭への支援」「地域組織活動の育成」とされ、職員の職務内容については、

- ① 子どもの育ちと地域の子育てに関する実態を把握する。
- ② 子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人一人と子ども集団の自治的な成長を支援する。
- ③ 発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。
- ④ 地域の子どもの活動や、子育て支援の取り組みを行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備する。
- ⑤ 児童虐待防止の観点から早期発見に努め、対応・支援については市区町村や児童相談所と協力する。
- ⑥ 子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な支援ができるようにする。

とされており、その内容は「遊びを指導すること」にとどまっていない。

これらのことから、今後この規定の名称を、今日の事業内容を適切に表現するものとして、「児童厚生士あるいは児童厚生員」（または「児童育成・支援士あるいは児童育成・支援員」）などに変更することも検討する必要があると考えられる。

(以上)



## 【資料1】 児童期の発達課題の一つに「遊び」があることについての先行研究の例

- R・J・ハヴィガースト、荘司雅子監訳『人間の発達課題と教育』44頁、玉川大学出版部、1995年

「六歳から一二歳までの児童期はつぎの三つの領域において著しい発達を示す。その一は、生活の中心が家庭から友人仲間へと進む発達であり、その二は、神経と筋肉を用いて遊戯をしたり仕事をしたりする身体的な発達であり、その三は、大人のもっているような概念や論理や記号や交信などの世界へ進む精神上的な発達である。児童期の終りまでに、おのおの子供はこの三つの分野において、それぞれ固有の型と能力水準とを形成する。この時期のはじめには、発達しつつある身体や精神の力を通し、また社会からの教化を通して、次第に実現されていくあらゆる可能性をもっているのである。児童期の発達課題は、子供の成長におけるこの三つの発達を果すことである」

- 鶴養啓子『人間の発達と臨床心理学3 学齢期の臨床心理学』「第一章 学齢期の発達心理、第二節 生活圏の広がり和社会性の発達」21頁、駿河台出版社、1994年

「友人関係においても、幼児期のきわめて流動的で少人数の遊びから、学齢期に入ると、その折々に夢中になる集団遊びができ、遊びを中心に多くの子どもが集まってくるようになる。こうした状況の中で、さまざまな集団遊びを通して、子どもたちは複数の人間の欲求充足を公正に行うためのルールの大切さを理解し、自分たちでルールを作っていくようになる。順番を待つこと、我慢すること、同じ程度の価値を持つものを交換することといった、自分自身の欲求の満足と、他者の欲求充足を、どうやって同時に成立させるかということに関してのルールは、遊びの中で学齢期に達するまでの間にかかなりできてくることではあるが、そういったルールを、親や先生などの援助なく、子ども同士の話し合いで場面に応じて適用していくことが、学齢期の課題である。更に、友人関係の広がりの中で、約束をし、それを守ること、一人では成し遂げられないことをみんなで協力して成し遂げること、また、仲間と競争して励むことによって、自らの力を伸ばしていくことが、この時期の大きな課題となる」

【資料2】「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」に示されている「放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容」の【現状と課題、考え方】の内容

- 子どもは、放課後の時間に働いている（あるいは介護や疾病によって子どもの養育ができない）という保護者の状況によって放課後児童クラブに通うことが必要となっている。このことから、必要とされる期間を子どもが自ら進んで通い続け、放課後児童クラブで充実した生活を送るためには、保護者と放課後児童指導員（運営主体）が継続的な連携と協力をして子どもへの育成・支援を行う必要がある。
- 子どもは放課後児童クラブで限定された特定の活動だけをしなければならないのではなく、日常の「遊び・生活の場」として一定の時間を過ごす。したがって、放課後児童クラブでの子どもへの育成・支援の主な内容は、放課後における日常の遊び仲間と同じような生活を維持しながら、その内容を充実させて、子ども自身が進んで放課後児童クラブに通い続けられるようにすることにある。このことから、放課後児童クラブでは、「子どもの生活全体を安定的に維持する中で、子ども一人ひとりと子どもの集団全体の生活内容を豊かにする」ことが求められる。
- なお、放課後児童クラブ事業は、対象年齢を「小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」へと拡大した。このことによって、放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援には、自立の準備・形成の過程にある子ども（おおむね 1・2 年生～3・4 年生）から、自立の増進、促進過程にある子ども（おおむね 5・6 年生）を含めることとなった（第IV章 2 参照）。それにともない、それぞれの年齢の子どもの発達に即した育成・支援が求められることになる。
- 放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の具体的な内容として、次の内容が求められる。
  - ① 子どもが進んで放課後児童クラブに通い続けられるような環境の整備と、保護者・放課後児童指導員の連携による支援がある。
    - \* 子どもが放課後児童クラブに通うことの必要性について、保護者から説明を受けて理解している。
    - \* 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように、放課後児童クラブと家庭との連携が図られており、放課後児童指導員が保護者と協力して支援している。
    - \* 子どもが放課後児童クラブに通うことについて放課後児童クラブと学校との連携があり、子どもの遊び環境の確保や帰宅時の安全などについて地域の人々の理解と協力がある。
  - ② 信頼できる大人（放課後児童指導員）がいて、子どもが安心して過ごさせている。
    - \* 専任の放課後児童指導員がいて、子どもの安全を守り、充実した遊び・生活ができるように支援している。
    - \* 放課後児童指導員が子どもの家庭環境や発達状況などを把握していて、一人ひとりの子どもに適した対応がなされている。
    - \* 子どもが友だちとの関係をつくり発展させることができるよう、放課後児童指導員が適切な援助をしており、放課後児童クラブのなかで困っている時・けんかをした時などに、適切な働きかけがある。
    - \* 放課後児童指導員が倫理規範を身につけ、子ども理解に努めていて、子どもが安心して信頼を寄せることができる。
  - ③ 子どもが放課後児童クラブの場を自分たちの遊び・生活の場として実感でき、生活時間の区切りや活動の予測などに見通しを持って過ごさせている。
    - \* 子ども集団の生活の単位は、子どもが放課後児童指導員と信頼関係を結べ、なおかつ子ども自身がお互いに無理なく友だち関係をつくれる範囲の人数規模が守られている。

- \* 子どもが自分たちで遊びを作り出す（遊び始める）ことができ、共に過ごしている子どもたちとより良い友達の関係を作ることができる環境がある。
- \* 放課後児童クラブ全体に共通する生活時間の区切りが子どもに明示され、その区切りを柔軟に活用しながら、子ども自身が見通しを持って過ごせるよう工夫されている。
- \* 子どもが放課後児童クラブで過ごす際に必要な秩序が、子どもにわかるように簡潔に説明されている。
- \* 子どもたちが集団で過ごす際の生活習慣を身に着け、楽しく過ごせるように進んで協力しあえるように支援されている。
- \* 子どもが宿題・自習等、放課後に必要とされる学習を自主的に行える環境と支援がある。
- ④ 子どもが放課後を過ごすために必要とされる、休息や健康に配慮した支援がある。
- \* 子どもが静養や休息を要するときなどに使用できるスペース（部屋またはコーナー）があり、有効に活用されている。また、感情のコントロールを要する場合の気分転換のためにも活用できている。
- \* 子どもの健康状態を放課後児童指導員が把握しており、必要に応じて援助ができるようになっている。
- \* 手洗いやうがい、衣服の着脱など、子どもが自分の健康・衛生の管理ができるようになるための適切な支援がある。
- ⑤ 子どもが放課後の時間を過ごすために必要なおやつを提供がある。
- \* 成長過程にある子どもの放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつが提供されている。
- \* 子どもたちが落ち着いて、食を一緒に楽しめるようにおやつ場の環境が工夫されている。
- \* おやつ準備は安全・衛生の配慮がされ、内容は、発育にあわせた栄養面も考慮されている。
- \* 食物アレルギーのある子どもには保護者と事前に相談して対応し、安全に配慮して提供されている。
- \* おやつが事故なく安全に食べられるように、放課後児童指導員の適切な援助がある。
- ⑥ 子どもの発達に即した遊びと活動ができるように、環境の整備と支援がある。
- \* 子どもの発達に即した遊びや仲間関係をつくることができるように、空間、遊具、道具、素材が整備されている。
- \* 子どもの自主性を尊重しながら、仲間との関係を発展させ、社会性を身につけることができるような支援がある。
- \* 子どもが放課後の時間を自己管理できるよう、子どもの発達に即した支援がなされている。
- \* 子どもが外遊び、制作（工作）、伝承遊びや地域の文化にふれる体験ができるなど、放課後の生活を豊かにする支援がある。
- \* 子どもが地域の子供たちと一緒に遊ぶ機会がある。
- ⑦ 子どもが安全に過ごすことができるような環境整備と支援がある。
- \* 子どもが自分では避けることのできない危険（ハザード）に遭遇しないように、安全点検と環境整備の対処方針があり、実行されている。
- \* 子どもが危険や事故などに遭遇した時に、安全を守り、被害を最小限にするための安全対応能力（危険に気づいて判断する、事故に遭遇しても被害を最小限にとどめる等）を身に着けられるような指導・援助が行われている。
- \* 災害などの緊急時に子どもの安全が守られるように対処方針が作成されていて、訓練が行われている。
- ⑧ 子どもが養育環境や発達面などで固有の援助を必要としている場合に、その援助が適切に行われている。
- \* 放課後児童クラブに在籍するすべての子どもがお互いを理解し協力して過ごせるように、子

ども・保護者・放課後児童指導員の協力がある。

- \* 子どもが家庭の事情や交友関係などで悩んでいたりと、保護者が子育てについて悩んでいる場合には、放課後児童指導員がその悩みに応じることができる。
- \* 家庭における児童虐待などの問題が疑われた場合には、関連する機関と連携して対応し、放課後児童クラブが担う役割を適切に果たせるようになっている。
- \* 障害のある子どもが放課後児童クラブで過ごす際に、個別に継続した援助が必要とされる場合には、放課後児童指導員を加配するなどして適切な援助が行われている。その際、子どもにある障害への理解と支援の技法が放課後児童指導員間で共有されており、実際の支援について、専門機関（者）等の相談が受けられる体制がある。

（「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」〈前掲〉「5 放課後児童クラブに通う子どもへの育成支援の内容」より）

【資料3-1】保護者が、子どもを放課後児童クラブに通わせてよかったと思ったこと  
(アンケート結果)

「(子どもを) 放課後児童クラブに通わせてよかったこと」回答 (427件)

- a. 安心して仕事に打ち込むことができる。/安心感を持って子どもを預けられる。(169件)
- ・毎日、放課後に安心して過ごせる場所があるのがなによりです。大変感謝しています。
  - ・保護者が帰宅するまでの間、放課後、一人で自宅にいるのではなく、児童クラブに行けることで、安全面で安心できるため。
  - ・放課後安心して仕事ができる(一人を家で過ごさせるのは心配)。夏休み、冬休み、春休み等長期休暇の時に安心できる(長期間1人で過ごさせるのは不可能)。
  - ・両親が帰宅するまで、子どもたちが安全な居場所で安心して過ごすことができる場所があるというのは、親の就労にとってもメンタリティにとっても非常に大きな助けになる。
  - ・その日の気分と体調にあわせて、友達と又は一人で充実した放課後を過ごせていること。災害時に引率してくださる方がいる安心感を考えた時に、児童クラブにお世話になれて良かったと思います。
  - ・災害があった場合、両親が行くまで保護してもらえる。
  - ・自営の為、子どもが仕事場にいると、火傷やケガをしてしまう事が多く、親も仕事に集中できるので、大変ありがたいと思います。
  - ・共働きの為、又ひとりっ子なので、もし児童クラブがなければ学校が終わって親が帰宅する夕方過ぎまでの時間どうしていたかと考えると本当に助かっています。
  - ・誰もいない家でなく「ただいま」と言って帰ってこられること。体調が悪い時に連絡をいただいたこと。震災の時、いっしょに帰りを待っていていただいたこと。数えきれないほど良かったことがあります。
  - ・子どもを一人で不安な気持ちにさせずにすむこと。
  - ・「ひとりで留守番」や「ひとりで〇〇へ行く」がまだできない子なので、毎日帰って過ごす場所があるのはとてもありがたいです。
  - ・子どもは1年生の時、児童クラブに空きがなく待機(1年間)していました。私は、小学校の生活に慣れていない子どもに留守をあずけ不安、近所に遊ぶ場所が少なく車も多いので、仕事をしていてもずっと子どものことが心配でした。2年生になり、入室することができ、安心して仕事に集中できるようになりました。
- b. 「子ども自身が進んで通っている」(21件)
- ・「児童クラブが大好き!」と楽しそうに通えていること。
  - ・指導員との信頼関係により、自ら行きたい、と思える「場所」となっていること。
  - ・とても雰囲気の良い児童クラブなので、放課後子どもが家に帰る様に喜んで通っている。安心して過ごすことができる場所であり有難く思っている。
  - ・毎日喜んで通っています。四季折々のイベントを考えてくれたり、工作を指導して下さったり……ただ空間に居るだけではなく細やかな配慮をしていただいていると感じます。
  - ・指導員の先生方が本当によくして下さるので、子どもが喜んで児童クラブへ行くようになり、「〇〇をしてあそぶ」、「〇〇(工作)を完成させる」と目的をもって通うようになっていること。
  - ・何より子どもが児童クラブで友だちと遊ぶことをとても楽しみにしていること。
  - ・毎日、とても児童クラブに行くことを楽しみにできていて、それによって学校生活も快適なものになっている。
  - ・子どもが自然に通えている。
  - ・子どもが放課後児童クラブでの出来事をのびのびと楽しそうに話している時。

- ・仕事が早く終わり、早めにお迎えに行った時、いつも通り、18時に帰りたいと言った時。

c. 「信頼できる指導員がいる」(64件)

- ・とてもあたたかく迎えてくださること。とてもきめこまかいケアをしてくださること。子どもたちが遊ぶところに大人がいるので、いい感じで争いもうまくおさまり遊び育つこと。
- ・家族でやるべきことと家庭でやるべきこといろいろありますが、児童クラブに喜んで通い、時間もフルに使い、いろいろな面で成長を助けてもらっています。
- ・指導員の先生が子どもの個性にあわせて丁寧にかかわってくださり、子どもに信頼できる大人が増えた。
- ・先生方のことが大好きで、他者に信頼を寄せる経験が十分できていることは幸せなことと思っています。
- ・先生方があたたかい目で見てくれて、子どもが安心していろいろなことにチャレンジできている。
- ・あんまり活動的な子ではないのですが、指導員の先生方が声をかけてくださり、外遊びやボール遊びに自分から参加するようになり、動くようになりました。お友達とトラブルがあっても、児童クラブでじっくり話し合いをさせていただけるので、本人たちもひきずることなく、親もひきずることなくいられました。
- ・“れんらくちょう”で一日の様子を知らせてもらえる(とてもいねいに連絡してもらえる)。
- ・先生方の子どもへのまなざしがあたたかく、保護者とは違った側面から子どもの姿をとらえてくれる。
- ・子どものことで心配なことがあった時、児童クラブの先生方にすぐ相談できたこと。
- ・行動を見守り、適宜指導してくれる大人が複数近くにいること。

d. 「遊びや文化活動の内容が充実している」(84件)

- ・放課後、安全に遊べる環境が整っている。
- ・屋上や公園があり、十分に外遊びができること。
- ・放課後から夕方まで、思いっきり遊ばせてもらえて、子どもが喜んでいます。
- ・外あそびをたくさんするようになった。
- ・保育園から小学校と、急激な環境の変化の中、児童クラブでは保育園の時のように十分遊べるのでとても精神衛生上良いと思っています。
- ・家にいるとマンガばかり読んだり、ビデオを見たりということがほとんどなので、季節によって手作りのものを作ったり、運動したりといろいろな遊びをするようになるので、よかった。
- ・こま、まりつき、すもう、創作など家庭では思いつかないような、かつできないような伝承遊びをたくさん教えてもらえる。
- ・デジタル機器のない放課後を過ごし、楽しい遊びを自分の力で作り出せるようになったこと。
- ・何事にもチャレンジする前向きな気持ちが身についたと思う。先生をはじめ、上級生の励ましでどんどんやる気になり一輪車や鉄棒が上達した。
- ・家ではやらないような遊びを覚えてくること。学年差、男女差で遊びは変わるので、児童クラブで幅広い興味を持つことができる。

e. 「季節行事や親子行事等、家庭では経験できないことを体験できる」(29件)

- ・様々なイベントがあり、とても楽しんで登室しています。お正月休みには早く児童クラブに行きたいと言っていました。
- ・季節によって様々な行事をしてくださり、子どももとても楽しんで通わせていただいているところ。
- ・児童クラブがいろいろと行事を大小企画してくれ、親だけではなかなか体験させてやれないことなどもできたことがありがたかった。
- ・我が家だけではなかなか行けない所に行けたり、やれないことができたりしていること。
- ・我が家では児童クラブに子どもを通わせたのは初めての経験でしたが、本当に素晴らしい時を

過ごさせていただいたと思っています。休みの日のキャンプやイベントは親にとっても貴重で得がたい経験になりました。感謝の気持ちとより多くのお子さんにもこうした機会が与えられることを願ってやみません。

- ・一年を通して、保護者も参加できる行事があり、たこあげ、もちつき、キャンプ、バザーなど個人ではできない体験ができる。
  - ・親子参加の行事があり親子共々楽しめる。
  - ・児童館内に児童クラブがあるため、児童館のイベント(まりつきやこま回しなど)に参加でき、家では教えられないようなことを教えてもらえる。
- f. 「友達が増えた／子ども同士の関係が豊かになった」(187件)
- ・沢山の友達ができて、家にいるよりも思いきり遊ぶことができた。その中で人間関係などを子どもなりに学んでいるところ。
  - ・児童クラブに通っていなければ、放課後に遊ぶ友達を探すのに苦労したのではないかと思うが、その点の心配がなくてよい。
  - ・地域でのたてのつながりができ、本人が楽しんで生活をして、いつも遊ぶ友達がいること。
  - ・子どもに、いつでも遊び相手がいること。お友達と、率直に、自然に関わる力がついたこと。
  - ・学校が終わってから親のいない時間を一人ではなく同じ位の年の子たちと共同生活ができたことは、子どもにとって精神的にも不安がなくなる点と兄弟がいない一人っ子なので、学校とは違った友達関係を作る事ができた点が良いと思います。
  - ・一人っ子ということもあり、児童クラブのお友達とまるで兄弟のように遊んでいる姿を見た時に、入室させていただいたことを感謝した。
  - ・普段好まなかったおやつを皆と一緒に食べ、美味しいと言っていたので、家では食べるところまでもっていくのにひと苦労なのに、友達の力はすごいな、と思いました。
  - ・性格が積極的でなく、社交的でもなく、言葉も少ないので、同年代の学校あるいはクラスが同じである子どもがいる集団に属することで、社会性の涵養になっていると思います。
  - ・近所の子どもさんとは別の学校に通っているが、児童クラブで一緒に過ごすことで、帰宅後の時間を共に過ごすお友達ができた。お休みの時等も離れた学校のお友達よりも、近所のお友達と遊べるのが楽しいようです。
  - ・父母が働いていて、保育園に通っていた為、近所の子どもとはあまりつき合いがなく、上級生に遊びをおそわる等、児童ならではの交流がなく心配していましたが、児童クラブで上級生に習い、又それを下級生に伝えるということができ、ありがたいと思いました。
  - ・お友達は同じクラス同じ学年だけでなく、たてのつながりも持てるところがよいと思います。ドッジボール、三歩あて……など人数がいるために楽しめるし、こういう遊びの中でお友達通しのやりとりを学べます。体力もつきました。遊びを通じて多くのことが学べるのが何よりです。
- g. 生活のリズムが保たれ、宿題や自立に向けての生活の支援がある。(35件)
- ・規則正しい生活のリズムがあり、たくさんのお友達と宿題をしたり、遊んだりでき、児童館のたくさん行事に積極的に参加できたり、児童クラブの毎月の行事もあり、子どももとても大好きなので良かった。
  - ・毎日通うことでしっかりした生活リズムが保てること。友達と遊び、先生の話聞いて、一緒に工作したり、おやつを食べたり。
  - ・規則正しい生活をおくることができ、勉強の後は、思う存分走りまわったり、体を動かすことができるというところがよかったです。
  - ・長い休みにも規則正しく生活することができること。
  - ・きちんと、きまりのある中での生活は安心して仕事に行くことができ、子どもだけで過ごさせ

るよりもけじめをつけて過ごせる。

- ・おやつの時間、学習の時間をとってくださっているので、18時まで児童クラブにいても安心。(ただ、遊んでいるだけではない、という意味で)
  - ・通常の宿題や夏休みの宿題を児童クラブで頑張って終えてきた時。
  - ・入学するタイミングで転居したので、友達のことや地域のことなど不安要素が多かったが、児童クラブでの友人関係や指導員の先生方と安定した関係ができ、新一年生のスタートがスムーズだった。
- h. 個別に援助が必要な子どもへの適切な配慮がある。(7件)
- ・コミュニケーションが苦手な子どもなのですが、お友達とのやりとりを先生方が助けてくれています。最近では、先生の助けなしでもずいぶんお友達と仲良く遊べるようになりました。まだ一人で家にも置いておけないので、仕事に安心して行くことができます。
  - ・子どもは特別支援級に在籍しています。通常級の子どもたちと交流する場が少ないので、児童クラブでそういった子どもたちと関わりがもてることは、子どもの発達にとってもとても良いと思います。
  - ・よかったと思うのは、健常児との生活の中でいろいろと知恵をつけて生活に役立て、成長がみられることと、家庭の事情で仕事もしていることです。助かります。
- i. 「保護者同士の交流や関係をつくることができる」(18件)
- ・小学校とは違う場所、視点で子どもの児童クラブに関わり、子どもと共に親としても様々な交流を持つことができた。
  - ・子ども同士を預け、預かり合い、一緒に夕食を食べ……という中で働く親同士の仲間、友達づき合いができ、とても支えられている。ママ友ができる良い機会を作っていただいている。
  - ・小学校は保育園と違い、親同士の交流が少ない(送迎がないので会う機会が少ない)ですが、児童クラブのおかげで、他学年の保護者とも交流ができ、非常に良いです。
  - ・親同士も、同じような環境の親と知り合う機会ができ、悩みを共有しやすい。
  - ・保護者にとっても、共働きという共通の条件をふまえた幅広い付き合いができた。
  - ・普段ほとんど顔を合わすことのない父母の間でも保護者会、行事等を通じて、指導員、父母間で交流ができ私達も心強いつながりを持つことができました。



### 【資料3-2】アンケート調査票の項目（保護者向け）

※ 設問のみを記し、自由記述の記入欄、及び別紙は省略した。

※ 問5～12の設問は、問4の①②③と同じ回答形式のため、省略した。

- 問1) 児童クラブに通っている、あなたのお子さんは何年生ですか？（          年生）  
問2) 現在の児童クラブの内容に満足していますか？（あてはまるものに○をつけて下さい。）  
（    ）①満足している   （    ）②やや満足   （    ）③少し不満   （    ）④不満である  
問3) お子さんを児童クラブに通わせてよかったと思うことがあればお聞かせ下さい。

ここからは、「放課後児童クラブに通う子どもにとって望まれる支援（案）」についてお尋ねします。お手数をおかけしますが、【別紙1】「放課後児童クラブに通う子どもにとって望まれる支援（案）」と【別紙2】「支援（案）各項目についての参考事例」と照らし合わせ、今後望まれる児童クラブのあり方についてお考えいただき、お答えください。

- 問4) 「1 子どもが、児童クラブに通う必要があることについて、説明を受けて理解していること。また、通い続けることに適切な支援があること」について  
（あてはまるものに○をつけて下さい。）  
（    ）①この内容でよい ⇒問5にお進み下さい。  
（    ）②内容または表現を変えた方がよい ⇒修正案があれば下欄にお知らせ下さい。  
（    ）③必要ない ⇒理由があれば下欄にお知らせ下さい。
- 問5) 「2 子どもが信頼でき、あてにできるような大人（指導員）がいて、子どもにとって安心できる関係がつくられていること」について
- 問6) 「3 子どもが児童クラブで安全に過ごすことができるような環境整備と支援があること」について
- 問7) 「4 子どもが、自分の発達の実際に応じた遊びと活動ができるように、環境の整備と支援があること」について
- 問8) 「5 子どもが、ともに過ごしている子どもたちとお互いに知り合うことができ友だちの関係をつくれるような、人数規模の環境と支援があること」について
- 問9) 「6 子どもが児童クラブを自分たちの遊び、生活の場として実感できるように、そこでの規則や秩序を子どもが理解していて、必要に応じて子どもの意見が反映されているようになっていること」について
- 問10) 「7 子どもが放課後を過ごすために必要とされる、休息やおやつの提供、健康への配慮などの基本的な生活への支援があること」について
- 問11) 「8 子どもが、遊び・学習やさまざまな活動に見通しを持ち、自ら進んで取り組めるように支援されていること」について
- 問12) 「9 子どもが障害があることなどによって、児童クラブで過ごす際に援助を必要としている場合には、その援助が適切に受けられること」について
- 問13) 【別紙1】「支援（案）」に新たに設けた方がよいと思う項目がありましたらお知らせ下さい。
- 問14) 【別紙2】「参考事例」に追加した方がよい事項などがありましたらお知らせ下さい。
- 問15) そのほかに、全体を通してお気づきのことがありましたらお知らせ下さい。

## 【資料4】放課後児童指導員自身がどのような資質・技能を必要と考えているかについての資料

この資料は、『月刊 日本の学童ほいく』（全国学童保育連絡協議会編集・発行）の平成20年1月号～平成24年12月号に掲載されていた「わたしは指導員」（放課後児童指導員の体験手記）から、「①就業の経緯、②就業当初の状況、③放課後児童指導員の仕事を通して学んだこと、必要と思う資質、技能など、④自己研鑽に役立った研修機会」の4項目を抽出することができた54件について、その内容を要約して記述したものである。

### ① 就業の経緯（指導員になったきっかけ）（54件）

#### 【求職中に紹介された（15件）】

- ◆アルバイトを続けていたが、将来を考え、保育士資格をとった。その後、学童保育を知った。
- ◆友人に紹介された。
- ◆専門学校卒業後、勤務した先で悩んでいたとき、自分が小学校の頃、通っていた学童保育の指導員に相談したら、指導員の仕事に誘われた。
- ◆大学卒業後、保育士資格をとる努力をしている途中で友人に誘われた。
- ◆アルバイトをしていて、知り合いに就職の相談をしたら紹介された。
- ◆大学卒業後、就職した仕事をやめ、アルバイトをしているときに声をかけられた。その後、短大に入って働きながら保育の資格をとった。保育士の資格取得後、正規職員になった。
- ◆当初、放課後児童クラブ（保育園と放課後児童クラブの併設）でボランティアをした。大学卒業時に社会福祉法人の正規職員として就職をすすめられた。
- ◆9年勤めた会社を退職して新たな自分を探そうと就職活動中に（母から）すすめられた。
- ◆指導員をしている人が家族の友人だったことがきっかけで、アルバイトをして、その後パートとして働いた。
- ◆大学卒業時に放課後児童クラブの父母会長に声をかけられた。学童保育に顔を出したとき、子どもたちが「一緒に遊ぼう」と手を引いてくれて遊んだことがきっかけで、決断した。
- ◆身内から「子どもが好きなら1回見に行けば」と言われて行って見たのがきっかけ。
- ◆宿題をしたり、おやつを食べたり、遊んで保護者の帰りをまっている、保育園のようなところと紹介された。
- ◆高校の時の先生に「子どもが好き」ということを理由にすすめられた。
- ◆学生の時にアルバイトをしていた、1年間ほかの仕事についてした後、次の就職先を探している時に、アルバイト時代を思い出し、行ってみたら常勤職員を募集していた。
- ◆アルバイトで働いた。そのまま指導員になった。

#### 【結婚・出産で仕事を一度辞め、その後、資格を生かして再就職した（14件）】

- ◆大学卒業後、結婚して専業主婦になった。何か資格を生かす仕事がしたいと思い、自治体の広報を見て、臨時職員になる。
- ◆幼稚園、保育所に勤めた後、結婚退職。子どもが大きくなってから放課後児童クラブの募集に応募した。
- ◆公立幼稚園に就職して退職、子どもに関わるサークルを開いた後、保育園でパートとして勤務。その後、学校を休みがちになった子どもと一緒にがんばろうと、自治体の指導員の採用試験を受けた。
- ◆以前は福祉施設に勤務。子どもが大きくなるまでは、パートとして別の職種で働く。子どもの進学を機に、子どもが世話になった学童保育に勤めた。
- ◆以前は児童養護施設で中学生・小学生を担当していた。自分の子どもが小学生になったので働

くことにして、ハローワークで募集を見た。面接で保護者の気持ちに共感して働いてみようと思った。

- ◆子どもの中学入学を機に、自治体の非常勤指導員採用試験を受けた。
- ◆20年近く主婦をしていたが、子育てに一息つけた時に行政広報で指導員募集を知り、応募した。
- ◆第一子が誕生した後、誘いを受けた。子どもを実家に預け、午後から指導員として働くことになった。
- ◆結婚後、新しい仕事を探していたとき、指導員の経験のあった親戚から進められた。
- ◆結婚前、児童養護施設に勤務していた。結婚後、小学校の補助員（2年）を経て、希望して学校敷地内の放課後児童クラブに勤めるようになった。
- ◆幼稚園教諭をしていたが結婚で退職した。子育てが一段落して保育園が放課後児童クラブを始めるので手伝ってほしいと誘われた。
- ◆末子が小学校入学時に、知人に学童保育の指導員にならないかと誘われた。
- ◆結婚を機に転居した先のハローワークの紹介で就職した。
- ◆結婚前は養護施設で働いていた、結婚後、友人から放課後児童クラブを「手伝ってほしい」と頼まれた。自分の子どもが3人になって、一時やめた。一時転居したが戻ってきて、また以前の同じ放課後児童クラブの指導員から誘われ、仕事を再開した。

#### [保育士・幼稚園教諭（非常勤）から転職（転勤）した（9件）]

- ◆当初はパート採用。前職を辞し、あらたに仕事を退職して仕事を探していたときに出会った。
- ◆保育士として保育園に働き始めた頃に保護者から誘いを受けた。
- ◆幼稚園に勤めていたところから引っ越して転職を考えていたら母に勧められた。
- ◆幼稚園の期限採用の雇用が終わるときに、次の就職先として紹介された。
- ◆保育園の保育士をしていた時に、当時指導員をしていた人に誘われた。
- ◆幼稚園・小学校の講師を経験したときに、学童保育の大切さを感じて転職した。
- ◆幼稚園・保育士として働いていたときに、小学校のPTA会長に「あらたに学童保育をつくるから指導員として手伝ってほしい」と声をかけられた。
- ◆幼稚園・保育園で働いていて、放課後児童クラブの保護者に誘われた。見学に行って、「小学生の子どもたちとのやりとり、おもしろいかも」と思って働く気になった。
- ◆大学卒業後、社会福祉法人の保育士をした。その後、同じ法人が運営する放課後児童クラブに転勤になった。

#### [学生の時から自ら希望して就職した（7件）]

- ◆学生するとき、「夏休みにボランティアさせてほしい」と電話した。1か月アルバイト。その経験から、「（正規職員で）働きたい」と申し出た。
- ◆教育実習で「幼児教育の現場でも小学校期を見通した保育の必要」を知ったときに、自分は小学校に上がってからの子どもと保護者の支えになる仕事をしよう、と思った。
- ◆大学卒業後、指導員の募集をしている学童保育を知って働いてみようと思った（子どもの頃、通っていた学童保育が自分にとってあたたかい場所だったことを思い出した）。
- ◆学生の時に参加していた子ども会での子どもとの出会い（子どもが自分との信頼関係を支えにして、一步を踏み出せた経験）から、子どもの側にいて支えになれる仕事をしたいと思った。
- ◆学生ボランティア（小学校支援）で「もっと子どもたちの成長をみていたい」と思った。
- ◆社会福祉士の資格を生かした仕事をしようとして在学中に社会福祉法人の募集を見て決めた。そこが放課後児童クラブを運営していた。
- ◆保育士養成専門学校在学時のボランティアで学童保育を知った。卒業時に、ボランティア先の園長から誘われた。

◆保育専門学校在学時にアルバイトを3年間した。卒業後、正規職員として就職した

[自分の子どもを通わせた放課後児童クラブから誘われた(4件)]

- ◆長女が通った学童保育から、指導員がやめたので代わりにやってほしいと相談された(それまで保育所パートとして勤務していた)。
- ◆我が子を通わせていたクラブの指導員が定年退職した後に指導員になった。
- ◆子どもが通っていたクラブで、資格のいらない「補助員」の指導員募集を知った。
- ◆子どもが学童保育に通う保護者だった。人数が増えて分離する際に、指導員をしてほしいと言われた。

[アルバイトから常勤指導員になった(2件)]

- ◆自分が通っていた放課後児童クラブで以前からアルバイトをしていた。学校卒業後、1年アルバイトとして働き、常勤指導員になった。
- ◆友人から誘われた。1年間はアルバイトかパートかわからない状態で働いた。その後、保護者に正規職員にと誘われた。

[放課後児童クラブのつくり運動をしていて、自分が指導員になった(2件)]

- ◆自分の子どもが保育園のとき、放課後児童クラブがなかったので、つくる運動をして、その指導員になった。
- ◆子どもの小学校入学を機に放課後児童クラブをつくる運動をし、当時、保育士をしていた自分が放課後児童指導員になった。

[定年後の再就職先(1件)]

- ◆定年まで保育士をした。その後、学童保育をつくる運動をしていた人たちに頼まれた。

## 2 就業当初の状況(66件)(内容によって分類したので、件数は回答人数より多い。)

[アルバイトから常勤職員になったことに違いを感じた/常勤職員の責任の重さを感じた。(9件)]

- ◆当初は臨時職員のため、保育活動の制限があった。雇用の不安定さ、正規職員の異動などから一度、指導員を辞めた。その後、同じクラブにいたことのある指導員から誘いがある公設民営のクラブの正規職員に復職した。想像していたよりも大変な仕事だと思った。
- ◆準補助指導員から正規指導員になった。保育計画をたて、他の指導員にも指示を出し、子どもとも保護者とも話しあう立場が変わって、大変な毎日だった。
- ◆アルバイトのときと異なって、保育の考え方、保護者との関係づくり、地域との連携などで壁にぶつかった。
- ◆専任になった時の責任の重さから、一度退職したが、再度誘われて仕事を続けた。
- ◆ボランティア時の「お姉さん」から「先生」に変わったことが、子どもも自分も慣れなかった。
- ◆パート指導員の時、家庭の事情で退所する子どもが見せた涙に、子どもにとって大切な場所だったと気づいて、働き続けることにした。どんどん子どもの数が増えて、一度も話すことができない子どももいるなど、子どもとの関係が薄くなってしまった。
- ◆正規職員に誘われたとき、子どもと遊んでいるだけの仕事と違うことは実感した。
- ◆アルバイト(共同学童保育)は6年生までだった。就職したところが3年生までの公立の学童

保育でギャップを感じた。

- ◆子どもと遊んでいるだけだったアルバイトから正規職員になった初日に、子どもが学校を出たのに帰ってこないということがあり、探しに行つて連れてけるということがあった。その日、責任感の重さから思わず泣き出してしまった。

[仕事につく前に言われたこと、思っていたこと、実際の間ギャップがあった(7件)]

- ◆当初は「見守り」が仕事だと思っていたが、「子どもたちが安心してかえってきて、安全に楽しく過ごす場になるには、ただ見守っているだけでいいのか」と思うようになった。
- ◆「おやつをあげて子どもをみていればいい」という話だった。／いろいろアイデアを出すのが楽しくて(おやつの工夫、戸外活動など)、あまり深く考えずに、子どもたちと過ごしていた。
- ◆最初は、「子どもたちと一緒に遊べる」と思った。相談に来る保護者や、つらそうな顔をして学童保育に通ってくる子どもがいるのをみて、自分につとまる仕事かどうか迷った。
- ◆「保育士の経験が生かせれば」と思って引き受けたが、自分の経験してきたこととは異なることが多く、悩んだ。／指導員同士の研修会、交流会に出て、先輩指導員に教えてもらうなどして仕事を続けた。
- ◆自分の子どもの頃は指導員のことを「遊んでくれるお兄さん、お姉さん」と思っていたが、実際に働いてみると、ただ遊んでいるだけではダメで、「周りの子どもの様子や子ども同士の関係などにも目を配ること」などむずかしいことが多く、四苦八苦しした。
- ◆保育園の子ども以上に迫力のある動き、学童期の子どもの持つ力に驚いた。子どもと真剣にかかわりあうなかで、学童保育という場が楽しくなっていた。
- ◆はじめは先輩指導員に「しっかり子どもと遊んであげてね」と言われた。子ども同士のトラブルに適切に対応できず保護者にもきちんと説明できずに悔しい思いをした。

[開設したばかりの時に常勤職員になった(5件)]

- ◆雇用されて即、「施設長」となった(正規職員が一人のため)。／はじめは「子どもと楽しく遊べればそれでよい」「小学生だからなんでもできるだろう」「注意や指示は、いけば聞いてくれる」と思っていた。実際はすべて違った。
- ◆一週間、他のクラブで研修の後、4月1日より、一人体制での指導員になった。当初、保護者の協力があり、途中から二人体制。
- ◆保護者会運営で開設したばかりの学童保育だった。保護者と相談しながら手探りで保育内容を考えた。
- ◆(開設したばかりなので)職員全員が手探り状態からはじめた。保護者に心配かけまいと、良いことだけを伝えていたら、そのことだけでは信頼関係がつかれないことに気づいた。
- ◆自分の子どもも同じ学童保育に通っていた。職員の方と、開設したときに指導員になったので、一緒に手探りの毎日だった。

[子どもとのかわりで新たに気づいたり悩んだりすることがあった(25件)]

- ◆自分が職場で不安と緊張のなかにいるとき、1年生の女の子が「一緒に校庭で遊ぼう」と手を握ってくれた。このとき、「ここで働いていきたい」と思った。／体当たりで子どもと接することで、子どもの気持ちに近づけることがうれしかった。
- ◆宿題、おやつ、後片付けを終えて、近くの公園に行つて遊ぶ。このときの子どもたちの解放感からわきでる自然な姿に、「子どもの世界」そのものを感じた。
- ◆子どもの「ただいま〜」に「おかえり」とこたえることが気恥ずかしかった。最初から子ども

たちと一緒に宿題（の手伝い）をし、一緒に遊ぶことができた。

- ◆1年生から6年生までが毎日一緒にいるなかで、高学年が低学年にやさしく接することが身についていることに感動した。子どもと同じ気持ちになって一緒に過ごすようにした。子どもたちと「きょうだい」のような接し方をすることが、自分にあっていると思った。
- ◆自分自身は子どもの頃から外遊びは苦手で、子どもに誘われることも自分には無理なことが多いように思えて、子どもとのトラブルがあったのを契機にやめようかなとも思った。翌日、トラブルになったその子どもから「〇〇へ。〇〇はよくあそんでくれるでしょう」と書いた「賞状」をもらって、戸惑いと共に「なんか……がんばってみようかな」という気になった。
- ◆子どもたちが私を家族のように思ってくれて、信頼してくれているんだなど肌で感じた。
- ◆ケンカやトラブル、無断でクラブを抜ける子どもが続いて、疲れ、「もうやめたい」と思ったとき、子どもに「なんで昨日は休んだ？」「絆創膏貼ってやろうか」などの何気ない言葉に元気をもらって続けられた。
- ◆1年生から6年生までの年齢差のある子どもへ対応できるか不安だった。
- ◆「子どもたちを『おかえり』とむかえること」「子どもに『先生いつ辞めるの』と言われたこと」が驚きだった。
- ◆当初は子どもたちの方が“先輩”で、子どもから“後輩”扱いされる日々だった。経験もないなかでのとまどいを、指導員研修で話した時に先輩のアドバイスをもらった。背伸びせず、ありのままですぐ接していこうと思えるようになった。
- ◆はりきって子どもたちと接していたが、大勢の子どもたち一人ひとりとしていねいに向きあうことがむずかしかった。
- ◆他の自治体で、1年間、アルバイト指導員として働いた後、正規指導員になった。子ども同士のトラブルに出会うと、あせって落ち込むことが多かった。
- ◆自分を「オレより後から入ってきた」という子どもへの対応にとまどった。／先輩指導員のアドバイスで少しずつ慣れることができた。
- ◆「いつまでいるの？」と子どもに試された。子どもと遊び、ぶつかりながら子どもの信頼を得る努力をした。そのなかで、「もっと学習しなければ」と思った。
- ◆あまり予備知識のないまま働きはじめた。子どもとのかかわりがこれほどむずかしいものだと想像していなかった。最初は何度もやめたいと思った。
- ◆最初、子ども（男の子）たちから「いつやめるん？」「（指導員として）みとめてないからな」と言われた（そのクラブの指導員が定着していなかった）。子どもの気持ちに気づかず、子どもの心を傷つけてしまうこともあって、自信をなくしていった。
- ◆当初は、自分自身の気持ちを子どもに言葉で伝えられないことがあった。
- ◆最初は、子どもたちを遠目から見ている感じだった。
- ◆子どもに毎日のように振り回されたり、問題が次から次へと降りかかったりした。
- ◆勤めはじめてすぐに、自分（指導員）からは理解できない行動をする子どもがめについて、わからないながらも真正面からぶつかって、あきらめないでかかわった経験がある。未熟だったけどよかった経験だった。
- ◆子どもから「前はそういうやり方じゃなかった」と言われ、子どもの不安に気づいた。子どもに聞きながら仕事をして、高学年の女子とも信頼関係がつけられるようになった。
- ◆子どもが児童クラブに通ってきている間になんらかの成果をみたいとあせった。
- ◆（転職前まで）「子どもはどうしてわがままで、すぐけんかをはじめ、言うことを聞いてくれないのか」と悩んできた。学童保育に来てしばらくもそうだった。
- ◆指導員として何をしたらいいのか、わからなくて不安だった。とにかく、「ただいま」と帰ってきた子どもたちがホッとできる場にしようと思った。

（自分の子どもとの関係）

- ◆自分の子どもも同じ学童保育に入っていたので、「保育士が（職場で）自分の子どもをみてはいけない」という原則に反して、どうやって公平な保育をするか、親子共々苦勞した。

#### [保護者との関係で気づいたり悩んだりすることがあった（6件）]

- ◆子どものケンカ、ケガへの対応、保護者への対応等から、この仕事の難しさを感じた（最初の頃は子どもや保護者にどのように対応するか悩んでいた）。
- ◆新米指導員の自分を子どもや保護者がどう見ているかが気になり、子どもにも遠慮するようになってしまった。先輩指導員が「無理しないで」と声をかけてくれ、私の子育てにも気配りしてくれて肩の力が抜け、元気になった。
- ◆当初は気負いすぎて、子どもに「できたか、できなかったか」を問うたり、管理的になったりした。保護者にも、事実だけを伝えて不快にさせることもあった。
- ◆人と話すことが苦手だったが、保護者に話さなければならない機会が増えた（乗り越えるため研修等にもできるだけ多く参加した）。
- ◆保護者に何を話せばいいのか悩んだ。先輩指導員のアドバイスで少しずつ慣れることができた。
- ◆保護者（父母会）のエネルギーに驚くと同時にはげまされている。保護者の迎える時の声かけ、会話を大切にしている。

#### [放課後児童指導員の入れ替わりが激しかった。（4件）]

- ◆勤め始めたころ、指導員が次々とかわって、職員体制も整わず、辞めていくこともたくさんいた。当初は、父母会運営と言うこと自体を理解するのが難しかった。
- ◆公立から民営（指定管理）に移って、子どもたちを引き継いだ。子どもたちが指導員全員が入れ替わったことに反発することもあって、子どもとの信頼関係を築くのに2年程かかった。
- ◆自分が入る1年前に、指導員の総入れ替えがあって、みんな新しかった。隣のクラブのベテラン指導員からアドバイスをもらって運営した。
- ◆3月から仕事に入った途端、それまでいた指導員が全員やめることがわかった。覚悟を決めて、4月に臨んだ。

#### [放課後児童指導員間のことで悩んだり救われたりすることがあった（4件）]

- ◆当初は大規模な学童クラブの加配職員。建物の貧しさに驚いた。先輩指導員の「子どもを引きつける技能や子どもとの遊び方」「保護者との会話力」に感銘を受けると同時に、自分も同じようにできるだろうか……と不安も感じた。
- ◆新人の時、大ベテランの指導員がしていたことを同じようにやろうと思って精神的に追い込まれた。相方指導員の「私たちのできることをしていきましょう」の一言に救われ、それから少しずつ周りを見られるようになった。
- ◆長い歴史のある学童保育だったので、最初はその施設・設備環境の歴史に圧倒された。そこでの生活ルールを知り、確かめることに時間がかかった。
- ◆一年目は2つのクラブをかけもち。あわせて週4日の勤務。先輩指導員が指導員同士の連絡帳をつくってくれて、コミュニケーションがはかれ、信頼関係をつくれた。

#### [その他（6件）]

- ◆一時期、ケガをして休職したが、復職できて、指導員になることができた。
- ◆学童保育の主役は子どもであること、子どもと保護者には公平で公正な態度で接しようと思って仕事を始めた。仕事に慣れてきて、子どもたちに厳しく接することが多くなってしまった。
- ◆少人数（24人）の学童保育で、子どものほうから声をかけてくれた。最初から子どもたちと楽しく過ごせた。経営が厳しい（子どもの人数で指導員の雇用が決まる）、施設の立ち退き問題が

あるなどのことが後からわかった。

- ◆最初のクラブは施設環境が劣悪で、子どもも少なく、運営も大変だったが、保護者と指導員はとてもよく協力していた。／復帰してからは以前に比べて「落ち着けない子、周りの子との関係がうまくできない子」が多く、自分にも余裕がなかった。ベテラン指導員の子どもを認め、おおらかな心で包みこむ姿から学んだ。
- ◆スタート時から学校（校長先生）の支えがあった。
- ◆おやつが思ったより手のこんだものだった。

③ 放課後児童指導員の仕事を通じて学んだこと、必要と思う資質・技能など（75件）（内容によって分類したので、件数は回答人数より多い。）

〔主に子どもとのかかわりの中で、子どもに気づかされた。（29件）〕

- ◆保育中の子どものケガがきっかけで、「安全」に気がとられ、子どもをしぼりつけてしまったことの反省から、一人ひとりの声に耳をかたむけて、子どもと一緒に考えていくことを大切にするようになった。
- ◆毎日少しずつ成長を見せてくれる子どもたちに支えられている。
- ◆「遊んだとき、勝ち負けにこだわりすぎる、後片付けや物への取り扱いが雑」など、気づいたことを指導員間で話しあい、子どもと一緒に改善してきた。
- ◆同じ子ども集団に同じ指導員がじっくり関わることの大切さ。
- ◆大規模クラブから、20名以下のクラブに異動した。当初は子どもたちがあまりに見えずぎて細かいことばかり注意していた。子どもたちを受けとめる前に型にはめようとしていることに気づいてから、自分を変えていくことができた。子どもたちがのびのび過ごせていること、子どもが自分を親と同じくらい信頼してくれているのを知ったときがうれしかった。
- ◆OBに再会した時、なつかしがってくれた。児童クラブの生活が思い出に残っていることを知って、（成果をあせらずに）子どもとともに生活をつくることの大切に気づかされた。子どもに対して公平で公正であること。（指導員も含めて）自分もみんなも楽しく過ごせるようにする。そのために、一緒にルールを守る。「子どもを好き」であること。自分の子どもが自分の進路について、「保育士になろうかなど」言ってくれたとき、うれしい気持ちになった。
- ◆転居後、再び指導員の仕事について。そこで子どもの感動したり、喜んだりする姿、さりげないやさしさにふれて、自分もそのなかに一緒にいられる大人でありたいと思った。
- ◆子どもから見て、わかりやすい（自分の行為を子どもに説明できる）指導員になることを先輩指導員に教えてもらった。
- ◆子ども同士の言動から学ぶ（気づく）気持ちになれて、子どもとの関係が深まった。子どもとも保護者とも、信頼関係は毎日の積み重ねのなかで築いていくものであると思っている。
- ◆「すぐに評価の目でみる、発達課題を追いかける」などの、教師、保育士としての自分の経験が、子どもとありのまま、居心地のよい学童保育をつくることの邪魔になった面もあった。
- ◆大人数の異年齢の子どもと一緒にみる仕事は、思ったよりむずかしく、あらたな専門性と指導員のチームワークが必要だった。
- ◆子どもたちに接する仕事をして、自分の子育てが諭されたような気持ちになった。自分の子育てでできなかった「子どもの心に寄り添うこと」の意味を仕事のなかでやり直している思いがする。子どもの「先回り」をしないで、おおらかに支え、子育てを楽しむ気持ちをもっていこうと考えられるようになった。
- ◆新年度、上級生たちの1年生への「おーいしっかりしろよ」「まだ無理だよ」などの言葉に、その子自身がここで育て下級生の育ちを見つめていることを感じた。
- ◆指導員は、子どもと長い時間を一緒に過ごすので、「公平でしかも個別的な支援」を子どもた



ちに受けとめてもらえるようになることが必要だと思う。

- ◆手探りだったが、子どもたちと笑って（時には泣いて）毎日の子どもたちとの生活が楽しかった。保護者が力をあわせて、施設も運営も子どものことも支えてくれた。中学生になっても学童保育に顔を出して、手伝いもしてくれる（ちょっと困ったことがあったり、家のカギを忘れてたり、さみしくなったりする時が多い）。そういう子どもたちが顔を出せる場でありつづけたい。
  - ◆すべての子どもと「一言会話（一人ひとりと向きあう時間を必ずつくる）」を心がけている。6年生の子どもが、「俺たちに言ったことは、自分もちゃんとやるんだな」とつぶやいた声に、みているんだなと感じた。
  - ◆夏休みに男の子に虫探しに誘われたときの会話から、「子どもにもっと教えてもらおう。子どもと一緒にものごとを感じてみよう」と思っていた。しかし学童保育には、子どもも楽しいという気持ちを共感することで、お互いに向き合える環境があることを知った。
  - ◆子ども同士で楽しめる場になるよう、支援すること。そのなかで安全に過ごせるように、子どもたちを見守ることが大切な役目だと思う。
  - ◆学童保育では元気な子が学校を休みがちに。その子との3年間の関わりが私を成長させてくれた。第二子～第四子が生まれても、産休育休をとって働けるように保護者と同僚が支えてくれた。
- 高校生になった子どもが顔を出してくれることがうれしい。
- ◆子どもの「帰宅・手の消毒・手洗いうがい、物の片付け、おやつ、宿題、遊び（戸外・室内）」という過ごし方が子どもの中に定着している。子どもと一緒に行動しながら、子どもの気持ちに気づいて子どもがよかったと思える学童保育生活にしていきたい。
  - ◆子どもの姿から学び、発見することがある。そのことを保護者と共有できるように伝えることを大切にしていきたい。
  - ◆仕事に慣れて来た時に、行き違いから子どもに反発されたことがあって、それまで自分がどんな思いで子どもと向きあってきたか反省させられた。
  - ◆同僚も次々にやめることが続いたとき、子どもたちの不安そうな目を見て、「この子たちのそばに居続けることが必要なのではないか」と思った。保護者からも「三年間お世話になって、学童保育は遊びを通して子どもの心を成長させてくれるとても貴重な場所だとわかった」と言われたことが大きな励みになった。
  - ◆子どもの得手不得手や作業がゆっくりな子、速い子などの違いを知って、それぞれの気持ちや特徴を生かせるかかわりができたときは、自分もうれしい気持ちになれる。
  - ◆1番に心がけたのは、「子どもと全力で遊ぶ（真剣に付きあう）こと」
  - ◆子どもは自分（放課後児童指導員）の接し方次第で素直になったり、反発したりと変わることに気づいた。今は、子どもたちが自分を育ててくれたと思っている。
  - ◆自分には苦手なことがあるが、それは子どもたちも同じで、それを認めあえたら前向きな気持ちになれることに気づいた。毎日がおどろきと発見の連続で、大変なこともあるが、子どもと向きあえる時間が多いことが自分にとって最大の力だと思っている。
  - ◆子どもたちの笑顔が「またがんばろう」という気持ちにさせてくれる。
  - ◆OB・OGになった子どもたちが学童保育に顔を出してくれることが指導員をしてきてよかったと実感する。

#### [主に保護者とのかかわりの中で学んだ（10件）]

- ◆保護者と子どものことを伝えあい、信頼してもらえるようになる／子どもの気持ち、話を聞き、耳をかたむける。気になることがあれば、指導員同士で打ち合わせを行う（見通しをつくれる力が必要だと思う）。
- ◆指導員を人間的にも職業としても育ててくれる子どもと保護者の存在を知って、その人たち

の気持ちに応えたいという思いで働いている。

- ◆必要と思う資質は、「保護者の理解と協力が得られるようになること」「子どもと一緒に楽しく遊べること」「子どもたちが大きくなったときによいところだったと思ってもらえるようになること」。
- ◆保護者（集団）が支えてくれた。子どもと一緒に遊ぶこと自体が大好きなことが、仕事を続けられた理由だと思う。
- ◆保護者が、自分が子どもと信頼関係をつくれるようになるまで自分の未熟さを見守り支えてくれたこと。
- ◆保護者の理解があつて、勤務条件やクラブの環境の改善と一緒に取り組むことができた。新しい一年生と保護者を迎えるたびに、新たな気持ちでスタートすることになっている。
- ◆保護者の迎え（お迎えが原則）の時に伝えあうこと、下校時の子どもの表情から子どもの様子をくみ取ることが大切になっている。保護者と先輩指導員に支えられてきたと思う。
- ◆保護者が「学童保育での自分の子どもの様子、周りの子どもの様子を親として知ろう「休みのときに保育参加をしよう」と働きかけてくれた。
- ◆（3年経った時に）保護者から「指導員の仕事、絶対続けてください」と励まされた。
- ◆連絡帳の往復や保護者との話ができていると、子どもへの声かけやかかわり方を工夫することができ、  
トラブルを未然に防いだり、本人や周りを安心させることができるようになる。

#### [主に指導員間のかかわりの中で学んだ。(4件)]

- ◆教えてくれる先輩がおらず、学生時代に学んだことを思い出しながら手探りで工夫してきた。月1回の他のクラブとの合同の事例検討会、施設長会議がとても役立った。
- ◆同僚の指導員が若い自分の提案を受け入れて保育に取り入れてくれていたこと。
- ◆先輩指導員のアドバイス、さまざまな研修から、「子どもの言動の背景に気づくこと」「子どものせいにして、決めつけたりしないこと」の大切さを学んだ。
- ◆先輩指導員たちは、自分の相談にたっぷり付きあってくれ、実践にすぐ生かせるアドバイスをくれた。自分自身が遊びの楽しさを知って、子どもと一緒に遊べるようになること。遊びを通して信頼関係を築き、世界を広げることができる。遊びのなかでいろいろな力をつけていってほしい。保護者から「(自分が) 元気になる言葉」をかけてもらえたことも支えになっている。

#### [学んだこと全般にわたるもの (15件)]

- ◆子どもに元気をもらい、保護者と周囲の人から学ぶこと。保護者がいつも気にかけてくれた。
- ◆子どもたちとたくさん遊ぼうと思っていた。トラブルがあったら、指導員同士で考え、子どもたちの言葉を聞いた。子どもたちといっぱい遊ぶこと。保護者と子どもたちのことを伝えあう大切さ、信頼関係を築くこと。
- ◆迎えにきた保護者を「おかえりなさい」と気持ちよく迎えること。迎えを待つ子どもにさみしい思いをさせないこと。
- ◆「親が子どもを思う気持ちと、保育の目線で子どもを見ている指導員と子ども自身の気持ちがそれぞれ違うのが当然で、指導員も子どもの気持ちをすべて理解できていないわけではない」と教えられた。
- ◆子どもの力に気づくこと、地域と学校の理解を得ることの大切さ、保護者の協力。施設の老朽化のため引越しに取り組んだ。大人に混じって、子どもが自分たちの考えをもって子どもなりの立場で話し合いに関わってくれた。
- ◆「もう〇年生だから」「母親だから」ではなく「その子」「その人」の考えに耳をかたむけることの大切さ。

- ◆保護者から、子どもへの対応が厳しすぎると苦情が。上司に、「苦情の声は宝だよ」と言われ、同僚や先輩が私の話を夜遅くまで聞いてくれ、「やめたい」という気持ちを克服できた。その子どもたちと自分を「おかあさん……あ」と言い間違えるほどの関係がつくれたことがとてもうれしかった。子どもへの個別の支援の必要性和集団生活とのかかわりを指導員の共通認識にすることが今後の課題。
- ◆常勤指導員一人体制に異動した時、保育の中身をどう考え、実践していくのか悩んだ。「3年生は(1、2年生を)引っ張っていく立場」と思い込んで子どもとかかわって、「子どもがやめたがっている」ことを知らされ、ショックを受けたことがある。そのことから「子どもたちにとって行かされる場所でなく、楽しく安心できる場にしていこう」と思った。子どもの様子だけでなく、指導員のかかわりの内容、思いも伝えて、保護者の気持ちを聞くことで「(指導員がいるから安心)」と言ってもらえる関係になれた。
- ◆日々の仕事で忙しい保護者が、安心して子どもを託せるようにすることが指導員の勤めだと思って働いている。
- ◆子どもの人数が50人くらいに落ち着いて、心に余裕ができた。はじめのうち、「子どものため」と思って、子どもをコントロールしようとしていた自分に気づいて、子どもと一緒に考えたり、子どもと同じ目線がかかわるようにすることができるようになった。そのとき保護者が、指導員が子どもとどのように接しているのか細かいところまで見てくれていることを知って、うれしく思った。
- ◆保護者とは日常の会話を大事にしている。子どもとは、子どもから相談される関係をつくる(子どもが自分たちで解決しようとする力を信じて待つ努力をする)ことを心がけている。
- ◆自分(本人)を認めてくれる先輩指導員がいることが、自分の支えになってきた。保護者には、「くわしく、それでもわかりやすいように」伝える努力をしている。子どもの成長を感じられる場面に出会えたら、それを保護者に伝えることが大切だと思う。毎日同じ時間、同じ生活をみんなで過ごす、その時その時で、子どもたちの様子や態度は違う。その様子・変化に気づけて、子どもから「この人なら、どんな自分でも受け入れてくれる」と思ってもらえる指導員になりたい。
- ◆子どもたちが大人との信頼関係をもとに、さまざまなことに意欲や好奇心を持って過ごせるように心配りすること。子どもが苦しいとき、こまったときに、受け止めてあげられる人になること。保護者に子どもの日々の生活の様子を伝え、家庭と学童保育の子どもを共有すること。子どもが大きくなったとき、何かつまずくことがあったときに、「学童保育に行きたい、話を聞いてもらいたい」と思ってもらえるようにと考えて保育をしている。
- ◆自分に子育ての経験がなく不安になることもあるが、同僚・先輩指導員と話しあうなかで、指導員の仕事を続けられると思えるようになる。子どもたちに人として生きていくための大事なことを、その時その場で伝え続ける大人でありたいと思っている。
- ◆卒所式の時、「お兄さんがいたから安心して学童保育に帰って来れました」(子ども)と言われ、保護者からも感謝されたことが大きな支えになった。子どもの人数が増えていたので、分割することになった。それまで一人ひとりの声にちゃんと耳を傾けられていなかったことを反省した。子ども一人ひとりに(学童保育)を「居場所」として実感できるように捉えてほしいと思っている。そのためには、子どもとの信頼関係をしっかりつくれるようにして、指導員が子どもと一緒に成長することが必要だと思う。

#### [その他 (17件)]

- ◆学童保育の移転を機に、地域の人たちに学童保育を知って理解してもらい取り組みを、子ども・保護者と一緒に始めた。そのことが力になって、子どもの人数が多くなったときに、運営委員会が「2つに分けましょう」と、新たに学童保育をつくってくれた。

- ◆専任指導員になった。当初は「全体を把握すること・安全」などばかりを重視しすぎて子どもたちと遊ばず、なにか忘れ物をしたような気持ちになり、仕事の責任の重さを痛感した。
- ◆学童保育の二度の引っ越しを経験した。子どもたちの協力、保護者のパワー、学校と市の担当課もあって、無事に引っ越せたことが心に残っている。
- ◆保護者の思いに地域の方の後押しや学校の協力があって、大規模化したクラブの分割が実現した。6年生の子どもがつぶやいた「クラブにくるとなんだか元気になるよ」の言葉に、子ども自身が周りの子どもの元気な姿を見ながら学校での緊張からの気持ちを持ち直すことができていると思えた。
- ◆正規の指導員として（大規模からの分割にかかわって）保護者と話しあったり、行政と交渉したりした。子どもたちにとって、よい環境をつくることの必要を感じている。
- ◆失業・経済状態の悪化で、学童保育を休所・退所するという相談が増えた。保護者のことを知り、同じ目線に立って支援する必要があると感じる。
- ◆何年かを一緒に過ごすことで、子どもたちの大きく成長していく姿を感じられた。初めて異動（他の施設への転任）を経験して、初心にかえって、子ども・保護者とかがかわることで、これまでの経験をふり返ることができた。
- ◆先輩が辞め、後から来た指導員も次々とやめた。子どもの人数も少なくなった。保護者が団結して施設の改善に取り組んで、子どもの数も増え、再スタートすることができた。
- ◆異動したクラブが、市民施設のなかの間借りで、他の利用者から苦情があったり、午後の準備が大変だったりした。子どもたちにクラブでの生活が習慣付かないこと、自分中心の子どもが多いことに苦慮している。市に学童保育支援センターができ、学童保育の運営内容や夏休みの過ごし方などをサポートしてもらえるようになった。
- ◆70名を超えて、子どものケンカや物の破損・紛失が増え、指導員も大声をあげることが増えた。分割してから子どもも指導員も大声をあげることが減り、一人ひとりの心の距離感がグッと縮まったと思う。
- ◆運営は厳しかったが、指導員と保護者はまとまることができ、家族のように努力できた。次第に、入所児童も増えた。児童数が100名を超え、子ども一人ひとりの気持ちがわからなくなってしまった。指導員と保護者で努力して分割した。新人の頃から、今まで、一貫して保護者の方からの言葉を糧として保育に取り組んできている。
- ◆70人を超える人数になって、指導員が一人ひとりをしっかりとみれず、中途退所する子どもも増えた。環境を改善しようと保護者と取り組んで分離できた。子どもに落ち着きが戻った。自分が仕事を続けることについて家庭（夫、子ども、祖母）の協力が支えになっている。
- ◆二度、大規模になって分割を経験した。トラブルや子どもの体調不良（メンタル面から起こる腹痛、頭痛——室内の子どもの数が減ると治る）があった。大規模は子どものためによくないと思う。
- ◆保護者、先輩指導員の積極性に学ぶことが多かった。「おやつづくり」と「おやつの時間を楽しく」は経験がなく、失敗もあったが、大切にしたいことだと思う。子どもたちの声に元気ももらった。
- ◆施設環境が悪く、子どもをのびのび過ごさせてあげられない。事業の改善には、地域や市の協力が必要だと思う。
- ◆運営を保護者・指導員の協力で一つひとつ検討してつくる、つくり直すことに関わって学んだ。子ども時代は、両親共働きで、学童保育がなく、「鍵っ子」で、寂しい思いをした。その頃に学童保育があったらよかったなあとと思う。
- ◆近隣の学童保育で交流と運営の協力をしながら内容をつくっていった（楽しかった）。狭い空間で子どもの人数が増え（40人）子どもも落ち着かなくなった時に、保護者だけでなく、学校・行政担当者も協力してくれ、保育の内容や環境の改善に取り組んでくれたことがうれしかった。

④ 自己研鑽に役立った研修などの機会（まとめて項目のみを記述した）

- ◆市（自治体主催）の研修会とその際の指導員間の交流
- ◆地域の指導員組織の自主研修と交流
- ◆保護者・指導員協働の研修会（地域及び全国の学童保育連絡協議会等）
- ◆運営主体内の施設長会議や（複数の放課後児童クラブの）職員研修
- ◆職場内のミーティングやカンファレンス（事例検討等）
- ◆同僚間の協力（新しく務めた同僚と、子ども・保護者のことをたくさん話し合う中で一緒に仕事を続けることができています。など）
- ◆先輩指導員のアドバイス（親身になって話を聞いてくれた。アドバイスをしてくれた。等）
- ◆子どもの発達理解、子育て支援講座、工作、読み聞かせ、自然観察、遊びの実技など放課後児童クラブ以外のところで行われているあらゆる学習機会（自分で学べるものを探して出かけて行った。など）
- ◆保護者からのアドバイス、応援（保護者から「学んでください」といろいろな研修を紹介された。自分が子どもと信頼関係が結べるようになるまで保護者が見守って応援してくれていた。等）
- ◆OBの子どもたちとの会話、交流（気づかされることがいろいろあった。等）

【参考】放課後児童指導員を辞めたいと思ったこと、放課後児童指導員を辞めていくことについての記述。（項目外、再録）

- ◆ケンカやトラブル、無断でクラブを抜ける子どもが続いて、疲れ、「もうやめたい」と思ったとき、子どもに「なんで昨日は休んだ？」「絆創膏貼ってやろうか」などの何気ない言葉に元気をもらって続けられた。
- ◆最初、子ども（男の子）たちから「いつやめるん？」「（指導員として）みとめてないからな」と言われた（そのクラブの指導員が定着していなかった）。子どもの気持ちに気づかず、子どもの心を傷つけてしまうこともあって、自信をなくしていった。
- ◆3月から仕事に入った途端、それまでいた指導員が全員やめることがわかった。覚悟を決めて、4月に臨んだ。
- ◆あまり予備知識のないまま働きはじめた。子どもとのかかわりがこれほどむずかしいものだと想像していなかった。最初は何度もやめたいと思った。
- ◆勤め始めたころ、指導員が次々とかわって、職員体制も整わず、辞めていく子どもがたくさんいた。当初は、父母会運営と言うこと自体を理解するのが難しかった。
- ◆保護者から、子どもへの対応が厳しすぎると苦情が。上司に、「苦情の声は宝だよ」と言われ、同僚先輩が私の話を夜遅くまで聞いてくれ、「やめたい」という気持ちを克服できた。
- ◆専任になった時の責任の重さから、一度退職したが、再度誘われて仕事を続けた。
- ◆先輩が辞め、後から来た指導員も次々とやめた。子どもの人数も少なくなった。保護者が団結して施設の改善に取り組んで、子どもの数も増え、再スタートすることができた。
- ◆同僚も次々にやめることが続いたとき、子どもたちの不安そうな目を見て、「この子たちのそばに居続けることが必要なのではないか」と思った。

【資料5】「児童の遊びを指導する者」の規定の改正経過

昭和23年 12月29日 最低基準 制定時	第61条	第1項	児童厚生施設には児童厚生員（児童厚生施設において、児童の遊びを指導する者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。	
		第2項	児童厚生員は、左の各号の一に該当する者でなければならない。 一 寮母の資格（第44条）を有する者 二 児童厚生事業に関し、特別の学識経験を有する者であって、都道府県知事が適当と認定した者	
（昭和23年～平成6年を省略）				
平成7年 2月23日 厚生省令 第5号改 正	第38条	第1項	児童厚生施設には児童厚生員（児童厚生施設において、児童の遊びを指導する者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。	
		第2項	児童厚生員は、次の各号の一に該当する者でなければならない。 一 母子指導員の資格を有する者 二 児童厚生事業に関し、特別の学識経験を有する者であって、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とする。以下同じ。）が適当と認定したもの	1号、寮母から母子指導員へ名称変更
平成10年 4月9日 厚生省令 第51号改 正	第38条	第1項	児童厚生施設には児童の遊びを指導する者を置かなければならない。	児童の遊びを指導する者に名称変更
		第2項	児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 母子指導員の資格を有する者 二 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭となる資格を有する者又は同法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあっては、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とする。以下同じ。）が適当と認定したもの	2号資格、「児童厚生事業に関する特別の学識経験」の内容の明確化。都道府県知事の認定から児童厚生施設の設置者の認定へ変更。
平成12年 8月11日 厚生省令 第112号	第38条	第1項	児童厚生施設には児童の遊びを指導する者を置かなければならない。	

改正		第2項	<p>児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 母子指導員の資格を有する者</p> <p>二 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校若しくは幼稚園の教諭となる資格を有する者又は同法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事（指定都市にあつては、市長とする。以下同じ。）が適当と認定したもの</p>	2号資格、中等教育学校の教諭を追加
	平成14年3月26日厚生労働省令第38号改正	第38条	<p>第1項 児童厚生施設には児童の遊びを指導する者を置かなければならない。</p> <p>第2項 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 母子指導員の資格を有する者</p> <p>二 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校若しくは幼稚園の教諭となる資格を有する者又は同法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者若しくは同法の規定による大学において、当該学科若しくは当該課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事（指定都市にあつては、市長とする。以下同じ。）が適当と認定したもの</p>	2号資格、大学院への飛び級入学の資格者を追加
平成17年4月1日厚生労働省令第84号改正	第38条	第1項	児童厚生施設には児童の遊びを指導する者を置かなければならない。	
		第2項	<p>児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 地方厚生局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 保育士の資格を有する者</p> <p>三 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第56条第2項の規定により大学への入学</p>	1号新設 2号母子指導員から保育士へ変更 3号新設 5号ハ（大

			<p>を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>四 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼稚園の教諭となる資格を有する者</p> <p>五 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設を設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事（指定都市にあつては、市長とする。以下同じ。）が適当と認めたもの</p> <p>イ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>ロ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>ハ 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>二 外国の大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>	<p>学院卒)、 二(外国の 大学卒)を 新設</p>
平成18年 3月31日 厚生労働 省令第89 号改正	第38条	第1項	児童厚生施設には児童の遊びを指導する者を置かなければならない。	
		第2項	<p>児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 地方厚生局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 保育士の資格を有する者</p> <p>三 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第56条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>四 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼稚園の教諭となる資格を有する者</p>	<p>5号認定 機関に児 童相談所 設置市の 市長を新 設</p>



			<p>五 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事（指定都市にあつては、市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認めたもの</p> <p>イ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>ロ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 67 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>ハ 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>ニ 外国の大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>	
平成 23 年 6 月 17 日 厚生労働 省令第 71 号改正	第 38 条	第 1 項	児童厚生施設には児童の遊びを指導する者を置かなければならない。	
		第 2 項	<p>児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 地方厚生局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 保育士の資格を有する者</p> <p>三 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2 年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事（指定都市にあつては、市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認めたもの</p>	3 号新設 (社会福 祉士)

		<p>イ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>ロ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>ハ 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>二 外国の大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>	
--	--	---	--

【資料6】初任者研修 「放課後児童指導員初任者（勤続1～2年）を対象にした研修（案）」

<p>1 放課後児童クラブの目的と機能・役割 (90分)</p>	<p>・放課後児童クラブの社会的役割と子どもの育成・支援の課題について（「改訂版・ガイドライン」のI 総則的事項） ・法律、省令（参酌事項）の解説</p>
<p>2 子どもの発達理解と育成・支援 ①子どもの発達理解1（発達理解の基礎）(90分) ②子どもの発達理解2（児童期の発達）…(90分) ③子どもの発達理解3（障害理解）…(90分) ④子どもの発達理解4（発達障害理解）…(90分) ④放課後児童クラブにおける子どもの育成・支援 …(90分)</p>	<p>①子どもの発達についての基礎知識と学習教材の紹介 ②児童期の発達についての基礎知識と学習教材の紹介 ③④障害一般及び発達障害についての基礎知識と学習教材の紹介 ・「改訂版・ガイドライン」の「7障害時の受け入れについて」 ④『「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」5放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援』の内容解説</p>
<p>3 子どもと遊び ①「子どもの遊び」の理解と遊び支援のあり方 …(90分) ②遊び支援の実際 …(90分)</p>	<p>①遊びの本質、今日の子どもの遊びの状況、幼児期後半から児童期にかけての遊び、子どもの遊びへの大人のかかわり方等 ②放課後児童クラブでの遊びと遊び支援の実際を発表、交流。講師からの遊び支援の在り方について助言 (注) ②は、市区町村の既存の独自研修で代替可能</p>
<p>4 保護者との連携・保護者支援のあり方 ①今日の家庭と子どもの養育 …(90分) ②子どもの社会的養護（虐待の早期発見・対応、養育困難な家庭への支援）…(90分) ③保護者との連携・支援…(90分)</p>	<p>①子どもの発達を支える家庭の役割、家庭の養育に関する今日の状況など、事業目的を理解するための基礎知識 ②『「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」の10児童虐待等への対応』に照応 ③『「改訂版・ガイドライン」の8保護者への支援・連携』に対応</p>
<p>5 子どもの安全 ①今日の社会と子どもの安全 …(90分) ②放課後児童クラブにおける子どもの安全 …(90分) ③救急・緊急対応時の実習…(90分)</p>	<p>①子どもの安全を考えるための基礎知識全般。 ②『「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」の1総則的事項(8)、11安全対策・緊急時対応』に照応 ③応急処置、救急機器の使用法、緊急事態発生時の想定訓練など講義と実習。市区町村の既存の独自研修で代替</p>
<p>6 放課後児童指導員について ①放課後児童指導員の仕事内容 …(90分) ②放課後児童指導員の社会的責任と倫理 (90分) ③放課後児童クラブの職場運営 …(90分)</p>	<p>①『「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」の6放課後児童指導員の役割と職務』に対応 ②『「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」の1(7)及び6放課後児童指導員の役割と職務(2)』に対応 ③職場運営に必要な知識と放課後児童指導員のチームワークなど。実情に合わせて市区町村の既存の独自研修可能</p>

○初任者研修として必要な科目は以下の5科目とした。「放課後児童クラブの目的と機能・役割(1)」「子どもの発達理解と育成・支援(5)」「子どもと遊び(2)」「保護者との連携・保護者支援のあり方(3)」「子どもの安全(3)」「放課後児童指導員について(3)」(カッコ内は課目数)

○すべての科目(課目)を1年間で企画し、放課後児童指導員が2年以内に受講できるようにする。

○受講生が就業中の者であることを考慮して、講義の際の質疑の時間や研修時の交流の確保を工夫する。

○補助的業務に従事する職員(障害時支援のための加配職員、短時間の補助的業務のための非常勤職員など)も課目を選んで受講できるように配慮する。

○研修科目の内容と課目ごとのシラバスを作成するなどして、研修の質と講師スタッフの確保を図る。

○運営主体は、受講者の研修受講記録の作成と職場報告を行い、放課後児童指導員が学習内容を共有できるようにする。

(以上)

## 引用・参考文献（第3年度）

- ・「放課後児童クラブの運営内容に関する調査研究」座長 栢女靈峰、主任研究者 野中賢治、財団法人こども未来財団、2013年3月
- ・日本学術会議 日本の展望委員会 知の創造分科会「提言 21世紀の教養と教養教育」2010年4月
- ・中央教育審議会「新しい時代における教養教育の在り方について」（答申）、2004年2月
- ・中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」（答申）、2008年12月
- ・岩田文『大学と教養教育—戦後日本における模索』岩波書店、2013年
- ・寺脇隆夫編集・解説『続児童福祉法成立資料集成』株式会社ドメス出版、1996年
- ・厚生労働省児童家庭局「児童福祉30年の歩み」1978年
- ・厚生労働省児童家庭局育成課編『児童健全育成ハンドブック』財団法人日本児童福祉協会
- ・小川太郎『日本の子ども』新評論、1960年
- ・R・J・ハヴィガースト、荘司雅子監訳『人間の発達課題と教育』玉川大学出版部、1995年
- ・伊藤隆二、春日 喬、橋口英俊 編『人間の発達と臨床心理学3 学齢期の臨床心理学』駿河台出版社、1994年
- ・佐々木正美『子どもへのまなざし』福音館書店、2011年
- ・厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/>
- ・都道府県・市区町村の放課後児童クラブガイドライン等
- ・国民生活センター「学童保育の実態と課題に関する調査研究」2008年
- ・国民生活センター「学童保育の安全に関する調査研究」2009年
- ・国民生活センター「学童保育の環境整備に関する調査研究」2010年

### 謝辞

本調査研究の第1年度から第3年度の間に行った調査・ヒアリングでは、多くの自治体関係者・保護者・放課後児童指導員の方々からご協力をいただきました。

また、研究の過程では、多くの方々からご助言をいただくことができました。

皆様にあらためて御礼申し上げます。